宮古島市みなとまちづくり基本構想

2022（令和 4）年 3 月

宮古島市

目次

序章　本構想の位置づけ 1

序-１　基本構想の趣旨と位置づけ 1
序-２　基本構想の目標 2

第1章　みなとまちづくりの現状と課題 3

１-１　上位・関連計画の整理 3
１-２　宮古みなとまちの現状と課題 5

第2章　宮古島市みなとまちづくり基本構想 12

２-１　基本構想の方向性 12
２-２　基本構想の全体像 13
２-３　ゾーン別整備方針 14
２-４　みなと交通の整備方針 24

第3章　実現に向けて 27

３-１　構想実現へのロードマップ 27
３-２　施策の事業主体・手法の検討 30

資料編

１．上位・関連計画の整理 資料-1
２．課題と施策との対応 資料-24
３．用語集 資料-26
４．出典一覧 資料-28

序章　本構想の位置づけ

序-１　基本構想の趣旨と位置づけ

平良港は古くは漲水港と呼ばれ、沖縄本島との航路は遠く 1390 年頃から、中山王朝も王府首里（沖縄本島）への貢物船が利用していた。1900 年代には、物産を取り扱う商人が相次いで移り住み、現在の平良の市街地周辺に公設市場、旅館、食堂、料亭街が誕生する等、漲水港を前面に見て市街地は大きく拡大していった。1972（昭和 47）年の本土復帰と共に宮古圏域の拠点港として宮古島市を管理者とする重要港湾に指定され、これまでに物流や観光の圏域の拠点として、漲水地区をはじめ、下崎地区、トゥリバー地区において港湾施設の整備事業が進められた。

近年は、東アジアのクルーズ需要の増加の影響もあり、平良港へのクルーズ船の寄港数も増加し、2017（平成 29）年 7 月には「国際旅客船拠点形成港湾」の指定港に選定され、2018（平成 30）年には入域観光客の約 4 割が利用する人流の玄関口となっている。

また、宮古島市においては、2018（平成 30）年に「エコアイランド宮古島宣言 2.0」を公表し、「千年先の、未来へ。」を標語に、環境保全・資源循環・産業振興に係る 5 つのゴールを実現する持続可能な島づくりを目指している。さらに、平良港長期構想（2018 年 3 月）においては、平良港の主要施策の展開方向として「観光レクリエーション機能、親水空間機能の拡充」が示されている。

これらの背景をもとに、本構想においては、本市の経済活性化及び地方再生につながる観光振興の推進や環境に配慮した持続可能な島の実現に貢献する取組の推進などにより、経済的・精神的豊かさを多くの市民にもたらすことを目指す。そのために、港及びその背後市街地の一体的な整備によりアフターコロナにおいて増加が見込まれている観光客の受入体制の強化及び環境の構築を図るとともに、官民連携による港湾内及びその周辺地区の既存施設や観光資源の利活用、観光客と市民との交流機会の創出等により、観光客と市民が共同利用できる魅力あるまちづくりを目的とした「みなとまちづくり構想」を策定する。

なお、本構想の実現にあたっては、2019（令和元）年 12 月に発生・急拡大した新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策等の徹底を前提とするものであり、「新しい生活様式/ニューノーマル」に対応した安心・安全で持続可能な島づくりを推進する。

また、本構想については、現時点での状況や価値観等による将来見通しを踏まえたものであり、変化する社会情勢等に柔軟に対応するため、地域団体や民間事業者等のまちづくりを担う様々な主体と継続的に協議・調整を図りながら取り組むものである。

序- 2　基本構想の目標

① 長期的なまちづくりのイメージを確立する

・増大が予想されるクルーズ船客のオーバーツーリズム対策にとどまらず、市民・フライト客の利用を含めた宮古島市のみなと及び中心市街地の将来を見据えた長期的なまちづくりのイメージを確立した構想を作成する。

② 実現に向けてのロードマップ（戦略的目標）を示す

・基本構想を実現するには 20 年ほどかかると考えられるため、拠点・交通システム・ソフト施策の期別の整備目標を明確にしたロードマップを検討し、実現への道筋を示す。

③ 官民協働の役割分担と事業手法の仕分けを整理する

・事業手法の採用の仕方で、事業時期が異なってくる。港湾事業においては、ハード面が先行し、用地利用へ移る。その際、公的事業は先行可能であるが、民間施設誘致は若干遅れることとなると考えられる。

・公共事業は基盤の整備が主であり、上物やシステムの整備は民間資本との協働が不可欠である。そのため、PPP/PFI 事業の対象を明確化する等、事業手法の仕分けについて整理する。

④ みなとまちづくりの 2 次交通手段の実現性の精査に向けた考え方を整理する

・みなとまちづくりの対象地は海岸線約４㎞に及ぶため、徒歩以外の２次交通手段が必要となるが、常態的交通手段とするには、需要を精査し、採算可能なものにする必要がある。

・オーバーツーリズムの解消のためには、クルーズ船客（外国人主体）のピーク時における交通手段の分担が必要である。加えて、クルーズ船寄港がない時の日常交通手段の需要を確保するため、フライト客（国内客）及び市民のみなと及びまちへの足としての在り方を検討する必要がある。

・いずれの場合にも、施設が一気に整わないため、みなとの魅力ある地域・施設づくりのプロセスとの連動がカギを握ると考えられる。

第１章　みなとまちづくりの現状と課題

１-１　上位・関連計画の整理

（１）宮古島市みなとまちづくり構想の計画的位置づけ

・第２次宮古島市総合計画、宮古島市都市計画マスタープラン等の上位計画に即したみなとまちづくり構想を策定する。

・関連実施計画である平良港港湾計画等については、本構想との整合を図り、将来のみなとまちづくりに反映させるものとする。

■位置づけ図

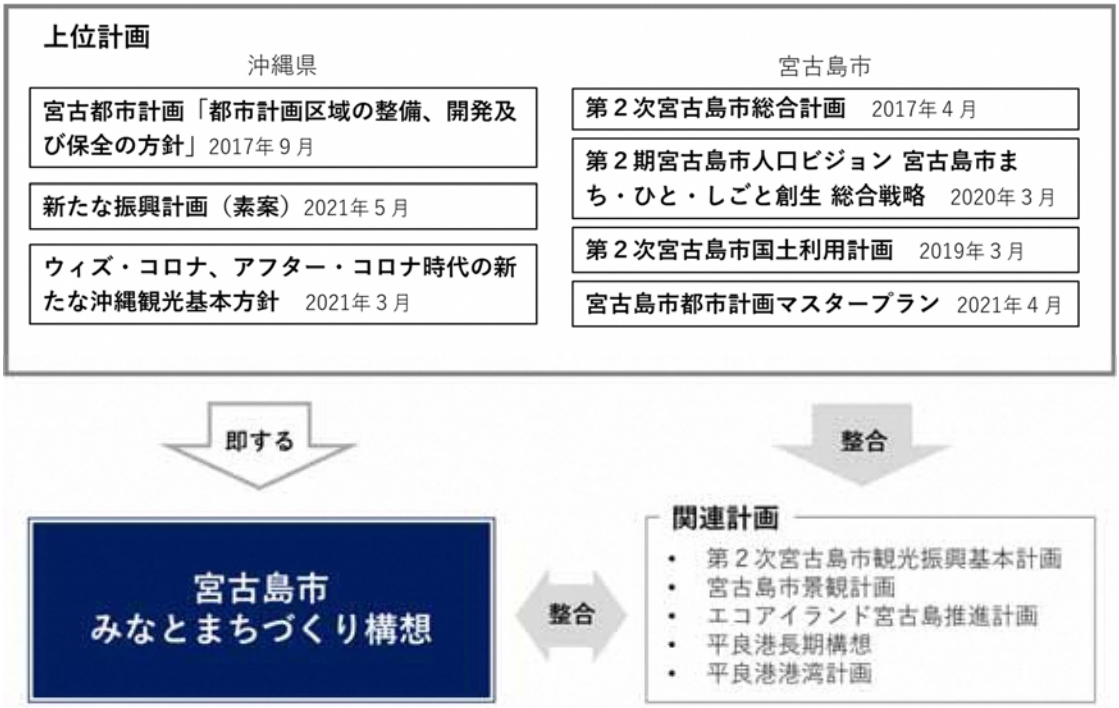

（2）上位・関連計画の整理

・整理した上位・関連計画は、以下のとおりである。各計画の概要は資料編に掲載している。

番号	上位関連計画（沖縄県）	策定年
①	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	2017（平成 29）年９月
②	新たな振興計画（素案）	2021（令和 3）年５月
③	ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針	2021（令和 3）年３月

番号	上位関連計画（宮古島市）	策定年
④	第２次宮古島市総合計画	2017（平成 29）年４月
⑤	第２期宮古島市人口ビジョン 宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020（令和 2）年３月
⑥	第２次宮古島市国土利用計画	2019（平成 31）年３月
⑦	宮古島市都市計画マスタープラン	2021（令和 3）年４月
⑧	第２次宮古島市観光振興基本計画	2019（平成 31）年３月
⑨	宮古島市景観計画	2021（令和 3）年４月
⑩	エコアイランド宮古島推進計画	2021（令和 3）年３月
⑪	平良港長期構想	2018（平成 30）年３月
⑫	平良港港湾計画（改訂）	2008（平成 20）年 11 月

１-２　宮古みなとまちの現状と課題

（１）入域観光客数

・2018（平成 30）年には入域観光客数が過去最高の **114 万人を記録**し、**伊良部大橋の開通**（2015 年）、平良港における**国際クルーズ拠点の選定**（2017 年）、**みやこ下地島空港新ターミナル開業**（2019 年）等、観光客の受け入れ態勢の構築が図られている。

・現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で国内外の観光客は減少しているものの、国際航空路線の就航やクルーズ船の寄港等、コロナ後の入域観光客数の増加が見込まれている。

（２）クルーズ船寄港回数

・新型コロナウイルス感染症の拡大（令和元年末）以前のクルーズ船寄港回数は増加傾向にあり、「第 2 期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 3 月）」においては、2026（令和 8）年のクルーズ船寄港回数の目標値として 250 回を掲げている。（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたクルーズ船寄港回数の将来推計は次頁参照）

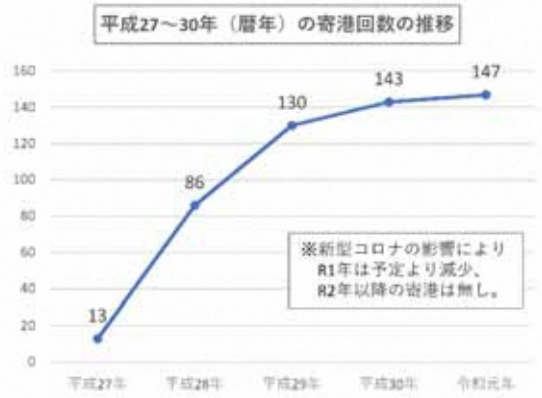

寄港回数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成27年	0	0	0	0	0	0	1	3	5	4	0	0	13
平成28年	0	0	1	13	14	13	14	17	9	5	0	0	86
平成29年	0	0	4	20	17	18	20	23	7	11	5	5	130
平成30年	6	5	10	15	21	13	16	18	16	14	6	3	143

（3）クルーズ船の将来需要推計

・「平良港国際クルーズ拠点整備事業再評価資料（沖縄総合事務局開発建設部、2020 年 12 月）」における平良港の将来需要については、船社ヒアリング及び実績に基づき、沖縄県域におけるクルーズ需要を算出し平良港の需要を 250 回としているが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2020（令和 2）年のクルーズ専用岸壁の暫定供用後 5 年間の需要を減少させ、2025（令和 7）年で 125 隻と推計している。

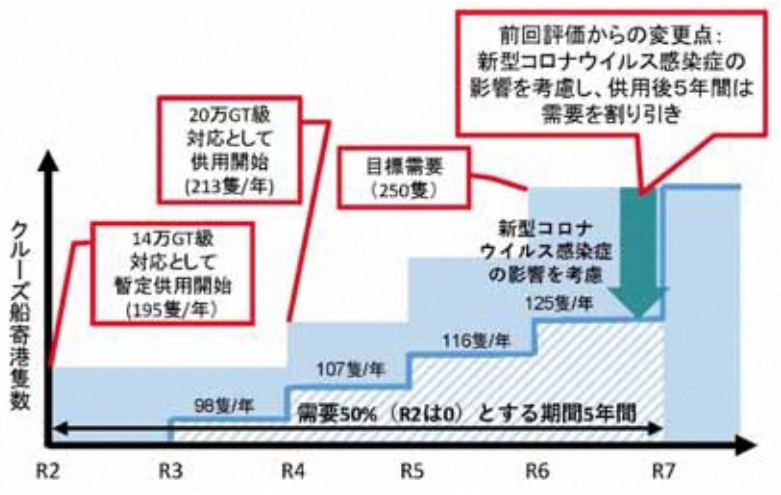

（4）クルーズ船バースにおける今後の整備方針

・近年、クルーズ船は大型化しており、平良港のクルーズ専用岸壁においては、現在 14 万 GT 級までの対応が可能であり、2022（令和 4）年には 22 万 GT 級（乗客定員約 5,400 人）に対応可能な岸壁に拡張することとなっている。

・また、漲水ふ頭においては、現在 5 万 GT 級までの対応が可能であり、2024（令和 6）年には 11 万 GT 級への対応が可能となる。

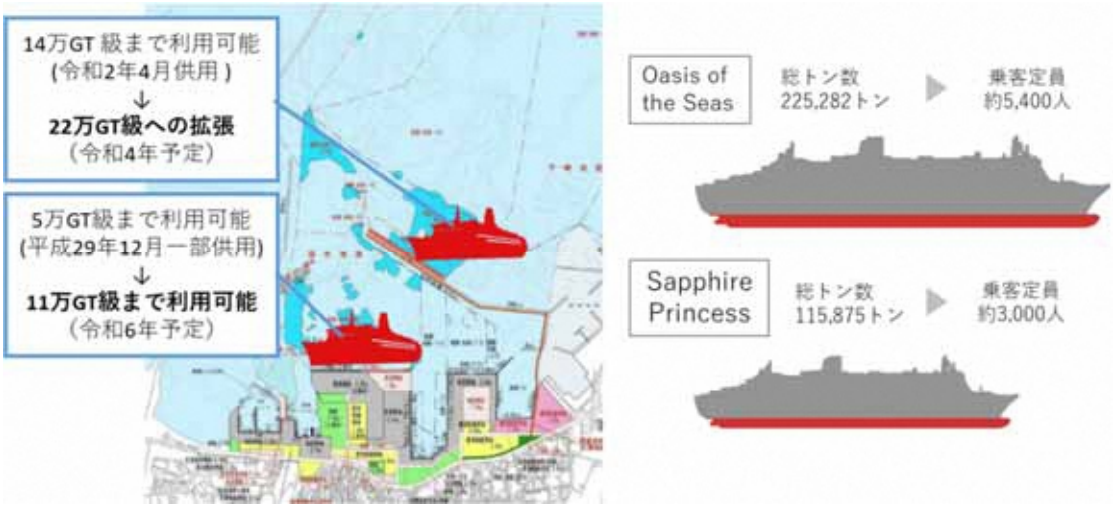

（５）クルーズ船客の行動パターン

・「令和元年度外国人観光客実態調査報告書（沖縄県、2020 年）における平良港調査」より、移動手段は、「一般タクシー」が最も多く、２番目に多い「貸切バス」の２倍以上であり、市内のタクシー不足を招いている。
・旅行での行動については、「ショッピング」が最も多く、「沖縄料理、及び特産品を使用した料理を楽しむ」、「自然・景勝地観光」が続いている。一方で、宮古島の強みであるダイビングや海水浴等のマリンレジャーの回答がほとんど見られなかった。

移動手段（複数回答 n=309）

今回の旅行での行動（複数回答 n=807）

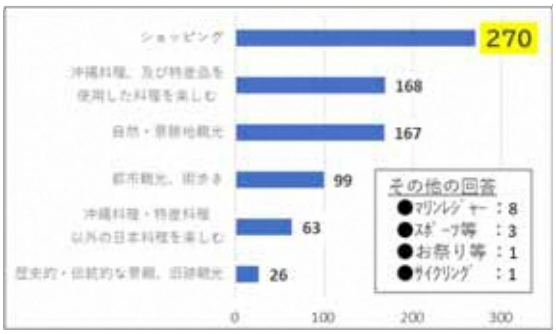

・訪問した場所は、「ショッピングセンター」や「スーパーマーケット」などのショッピングの場が最も多い。しかし、上記の旅行での行動でマリンレジャーの回答が少ない一方、海岸・ビーチへの訪問は多く、自然を感じられる場の人気も高い。
・項目別の満足度をみると、「滞在時間」が最も満足の割合が低く、続いて、「CIQ」、「外国語対応」が続いている。CIQ については、令和 2 年に旅客受入施設が完成していることから、今後、満足度は向上すると考えられる。外国語対応については、対応が求められる。

訪問した場所（複数回答 n=969）

項目別満足度（%）

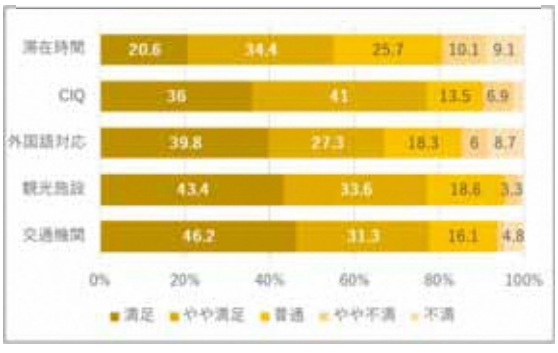

（6）宮古島に訪れた観光客の動向

・宮古島に訪れた観光客の検索回数ランキングをみると、東平安名崎が最も多く、伊良部大橋、池間島と続いており、自然・景勝地観光が主となっており、賑わいのある「まち観光」や「みなと（ウォーターフロント）観光」というのは見られない。
・一方で、石垣島をみると、宮古島と同様に自然・景勝地観光が主となっているものの、グラスボートや無人島探検等の観光メニューや商業施設を持つ川平湾が特に人気のスポットとなっており、地元経済への貢献がみられる。
・また、ユーグレナモールなど中心市街地の検索回数も多く、みなと及び中心市街地が観光地としての地位を確立しており、宮古島でもみなと(ウォーターフロント)や中心市街地である西里通りや下里通りに観光客が訪れたくなる魅力づくりが必要である。

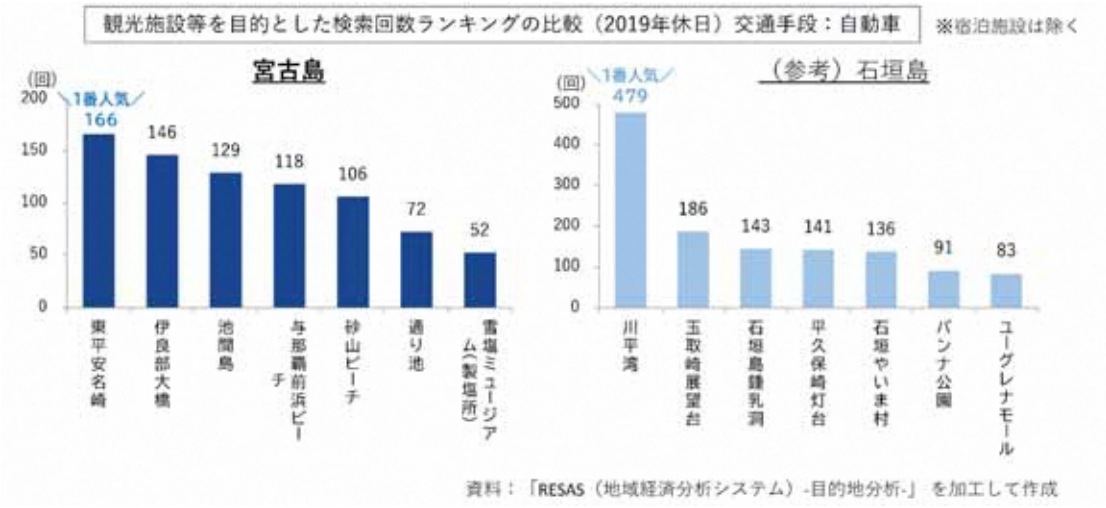

（7）観光のトレンドの変化

・国土交通省が発行している「観光白書」によると、近年、日本を訪れる観光客の動向として、都心部を訪れる観光客より、地方へ訪れる観光客が増えてきており、海外の観光客のニーズが多様化し、**「モノ消費型」から「コト消費型」**へと関心が高まる傾向があるとされている。
・さらに、新型コロナウイルス感染症により、観光のトレンドが変化しており、①テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえたワーケーションや、②3 密の回避を考慮したキャンプ等のアウトドア需要が高まっているようである。

（８）宮古島市内の交通・運輸事業者の現状

・2015（平成 27）年以降、宮古島市内のタクシー台数はわずかに増加傾向にある。しかし、大型クルーズ船寄港時には、タクシーの利用が増えるため、市民が利用しづらい状況があることから不満の声があがっている。
・そのため、目的地までのタクシー以外の交通手段を整備する等、市民の不満を解消し、また旅行者の利便性を高める二次交通の整備が必要となっている。
・バス・タクシーともに運転手の不足傾向が続いていることから、ドライバーの確保・育成が必要となっている。

（９）地域住民の観光振興に対する意識

・「第 2 次宮古島市観光振興基本計画（2019 年 3 月）」における住民アンケート結果から、「観光客を歓迎する」と答えた人は 57.0%、観光関連ボランティアへの参加意向についても 35.8%が「ある」と答えている。
・宮古島の観光振興は「重要である」と答えた人は 67.9%、観光振興への期待度は 53.7%と高い割合になっている。
・宮古島市が今後どのような観光施策を行うべきかとの質問では、「自然環境を守りながら発展する」「住民の利便性も向上する」「市全体の経済活性化に結びつく」「住民の居住環境が守られる」等があげられた。

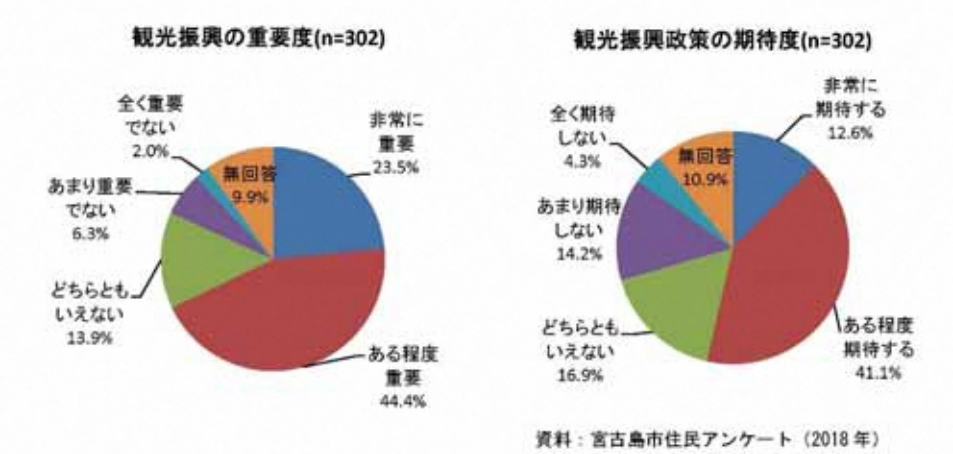

（10）周辺の開発動向

・宮古空港周辺では、スポーツ観光交流拠点施設「JTA ドーム宮古島」や新市役所庁舎が供用開始され、2022（令和 4）年夏には「サンエー宮古島シティ（仮称）」のオープンが予定される等、新たな都市機能の立地が図られている。

・また、平良港周辺では、2020（令和 2）年に旅客受入施設が完成し、2023（令和 5）年にはトゥリバーで「ヒルトン沖縄宮古島リゾート」の開業が予定され、2024（令和 6）年に「ローズウッドホテルズ＆リゾーツ」が開業予定である。

（11）現状と課題のまとめ

①将来のクルーズ需要を想定した対応が必要

→2022（令和４）年にクルーズ専用岸壁が 14 万 GT 級から 22 万 GT 級へ拡張、2024（令和 6）年に漲水ふ頭が 5 万 GT 級から 11 万 GT 級まで利用可能となるため、将来、22 万 GT 級クルーズ船の寄港や 2 隻同時寄港した場合の想定が必要

→旅客受入施設等の周辺道路の渋滞、二次交通等の受け入れ体制の強化が必要

→観光客を分散させるため、旅客受入施設における観光案内機能と二次交通の確保が必要

②外国人観光客の満足度(平良港調査)では、滞在時間、外国語対応が不満としてあがっている

→滞在時間については、フライ＆クルーズの推進について検討が必要

→多言語サイン等の設置や、観光施設等での多言語対応が必要

→加えて、多様な宗教・食習慣（ハラール、ベジタリアン等）への対応が必要

③「モノ消費型」から「コト消費型」、またアフターコロナで観光のトレンドに変化が起きている

→自然を感じられる場所のニーズが高いことから、その場所で消費を促進するための、体験型アクティビティ等の多様な観光メニューの創出・強化が必要

→ショッピングへの需要も高いため、スーパーの混雑やタクシーの不足等の市民の生活に影響が生じないよう、目的地の分散や交通手段を増やす等の配慮が必要

④平良港周辺や中心市街地において宮古島リゾート観光の賑わいのあるまちづくりが必要

→観光客と地元経済の活性化という観点から見ると、リゾート地における賑わいのある「まち観光」や「みなと（ウォーターフロント）観光」が欠かせない要素となっており、宮古島観光にとって、みなとまちづくりを通じて、みなとと中心市街地の賑わいのあるまちづくりが重要な課題となっている。

第２章　宮古島市みなとまちづくり基本構想

2 - 1　基本構想の方向性

（１）方向性の設定

上位・関連計画からの位置づけ及びみなとまちづくりの現状と課題に鑑み、基本構想の方向性を次のように設定する。

①本市の海の玄関口として、コンシェルジュ機能を強化

・旅客受入施設の観光案内所の活用
（着地型ツアー等のニーズに対応した魅力ある観光メニューの展開）
・平良港マリンターミナルビルを観光案内機能や遊戯施設を有するレクリエーション拠点として活用

②海域の活用及び環境に配慮したサスティナブルツーリズムの展開

・ブルーツーリズム：マリンアクティビティの促進、マリーナ機能の整備（漲水・トゥリバー）
・エコツーリズム：低炭素モビリティの導入・環境整備、徒歩・自転車移動の促進
・ユニバーサルツーリズム：多言語サインの設置、観光関連施設のバリアに関する情報発信
・オーバーツーリズムへの対応：多様な移動手段の提供、観光客の分散化（目的地の多様化）

③みなとまちの活気を中心市街地へと波及（滲みだし）

・ウォーカブルなまちづくりにより、観光客を市街地へ誘導
・地域住民やフライト客の利用を促進するみなとまちの魅力強化

④安心・安全・ストレスフリーな移動の提供

・海辺景観を楽しみながら移動することのできる移動空間の整備
・エコツーリズム及びストレスフリーな移動を実現するモビリティ（グリーンスローモビリティ、自転車等）の導入
・ゾーンの特徴に合わせたストリートの整備

⑤民間活力による創意工夫ある空間づくり

・PPP/PFI を活用した公園・商業施設等の整備
→パイナガマビーチ・マリンターミナルの活用、新ターミナルの管理・運営、商業施設の整備、トゥリバーのホテル開発との一体的整備
・地元企業・住民が活躍する観光プログラムの展開
→観光案内人としての雇用拡大、観光客との交流促進・地域住民の生きがいへとつなげる

２-２　基本構想の全体像

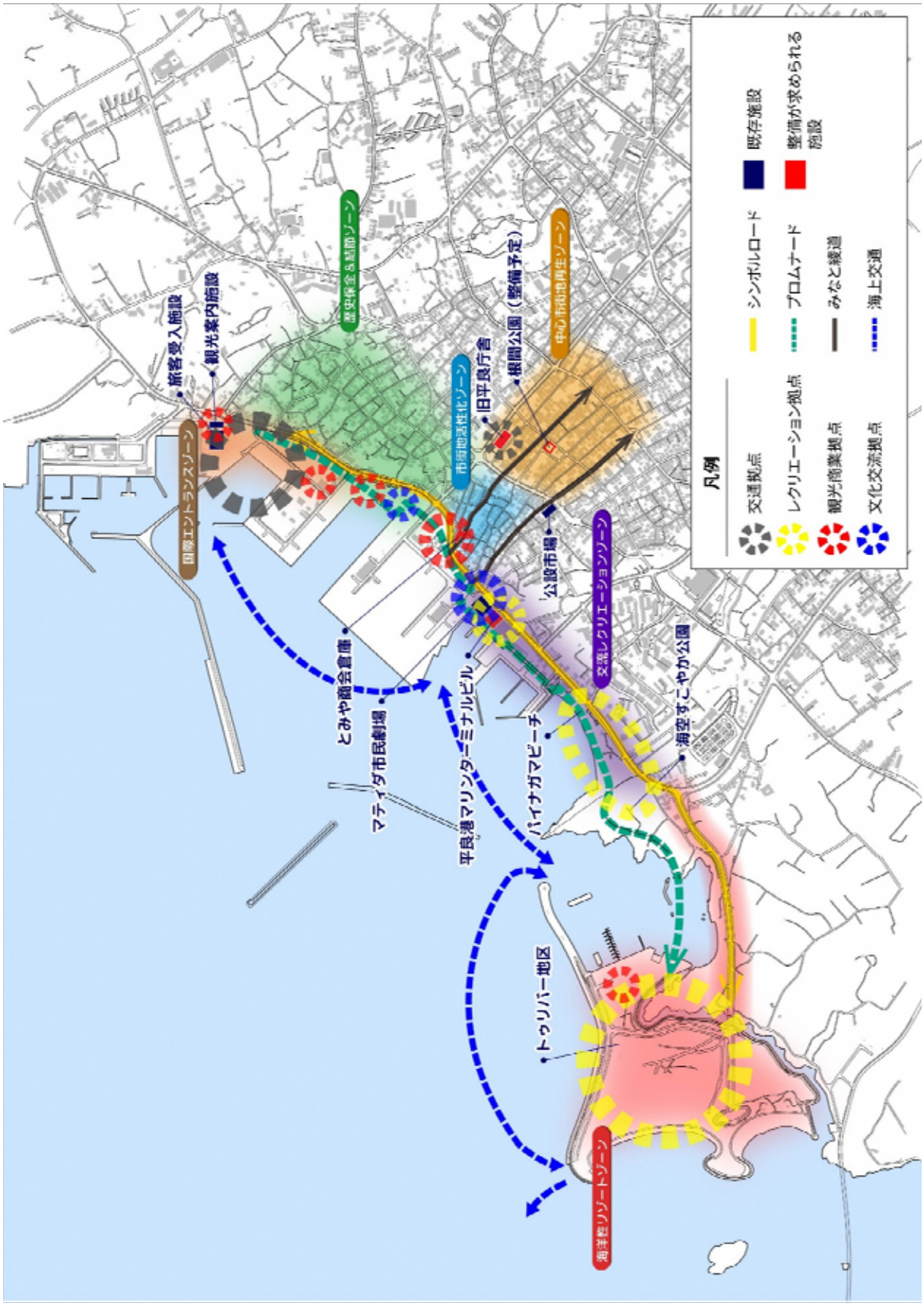
凡例
交通拠点
レクリエーション拠点
観光商業拠点
文化交流拠点
シンボルロード
プロムナード
みなと緑道
海上交通
既存施設
整備が求められる施設
国際エントランスゾーン
歴史保全＆観光ゾーン
市街地活性化ゾーン
中心市街地再生ゾーン
交流レクリエーションゾーン
海洋性リゾートゾーン
旅客受入施設
観光案内施設
旧平良庁舎
根間公園（整備予定）
公設市場
海空すこやか公園
とみや商会倉庫
マティダ市民劇場
平良港マリンターミナルビル
パイナガマビーチ
トゥリバー地区

2 - 3　ゾーン別整備方針

（1）国際エントランスゾーン

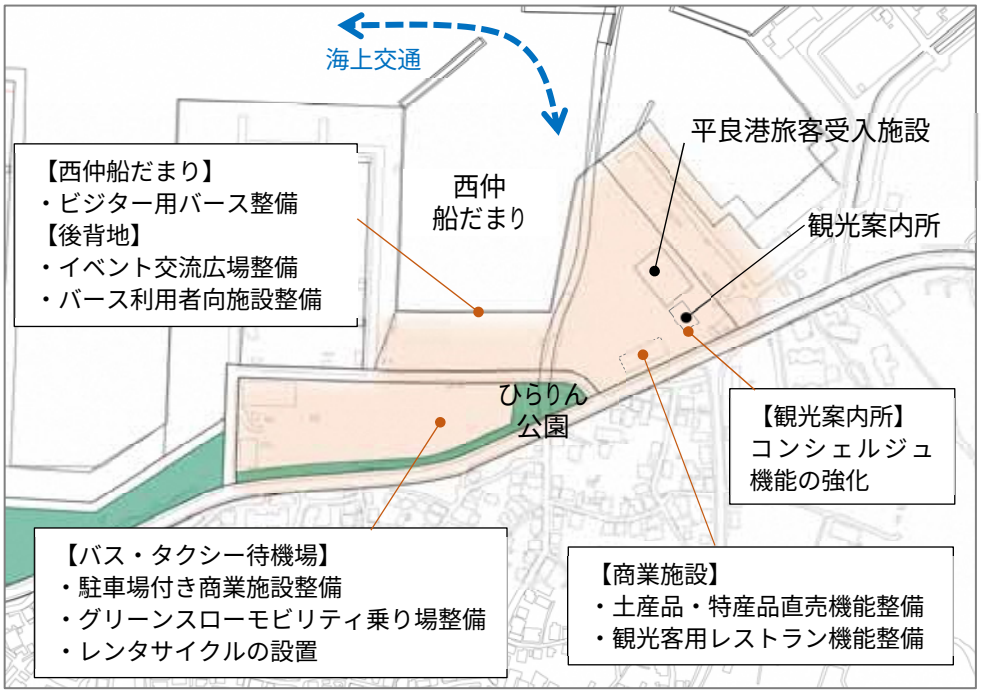

①クルーズ船寄港回数増加に対応した旅客受入施設等の整備　※令和２年完了

・クルーズ船専用岸壁や CIQ 機能を有する旅客受入施設及び観光案内所に加え、バス駐車場、タクシー駐車場等クルーズ船客対応の交通施設が整備されている。

・整備済みの観光案内所を活用し、多言語による観光情報や飲食店等のバリアに関する情報を発信する等、コンシェルジュ機能の強化を図る。

・情報発信については、デジタルサイネージ等の最新の ICT を活用し、リアルタイムの運行情報や観光地の混雑状況等を発信する。

旅客受入施設・観光案内所

旅客受入施設

気象情報等を発信するディスプレイ

散策情報を示す案内サイン

道路交通情報を発信するタッチパネル

②観光客を主なターゲットとした商業施設の整備（地産地消の促進）

・旅客受入施設の東側に位置する港湾関連用地は、商業施設整備予定地となっており、観光拠点としてふさわしい賑わいを創出する。

・本商業施設では、土産品の販売を中心とした本市の特産品（農水産物・工芸品等）販売所を設けることに加え、観光客向けのレストラン機能を整備することで、地産地消の促進及び本市の課題となっているクルーズ船客によるスーパーの混雑緩和を図る。

宮古焼き　出典１

③多様な移動手段を選択することのできる交通拠点の整備

・バス・タクシー待機場の整備が予定されている港湾関連用地においては、その一部分を、地域住民・レンタカーを利用するフライト客をターゲットとした商業施設（駐車場付き）や自転車利用を促進するためのレンタサイクル（ポート型）、グリーンスローモビリティ乗り場として整備する。

・また、バス・タクシー待機場については、クルーズ船寄港時以外は一般駐車場として開放することで、港周辺の回遊性を高める。

・なお、モビリティの導入にあたっては、バス・タクシー等の動線との交差を最小限に抑える必要がある他、採算が確保できる運営方法や行政による費用負担等について検討を行う必要がある。

レンタサイクル（ポート型）

グリーンスローモビリティ　出典２

④プレジャーボートの受入機能の整備

・西仲船だまりにおいては、プレジャーボート受け入れに必要なビジター用のバース施設に加え、島内のヨットや海上交通となる水上タクシーが係留可能な護岸整備により、海の拠点を形成する。

プレジャーボート　出典３

・西仲船だまりの後背地においては、イベント交流広場としての緑地整備に加え、バース利用者用の休憩施設等を整備する。

（2）歴史保全＆結節ゾーン

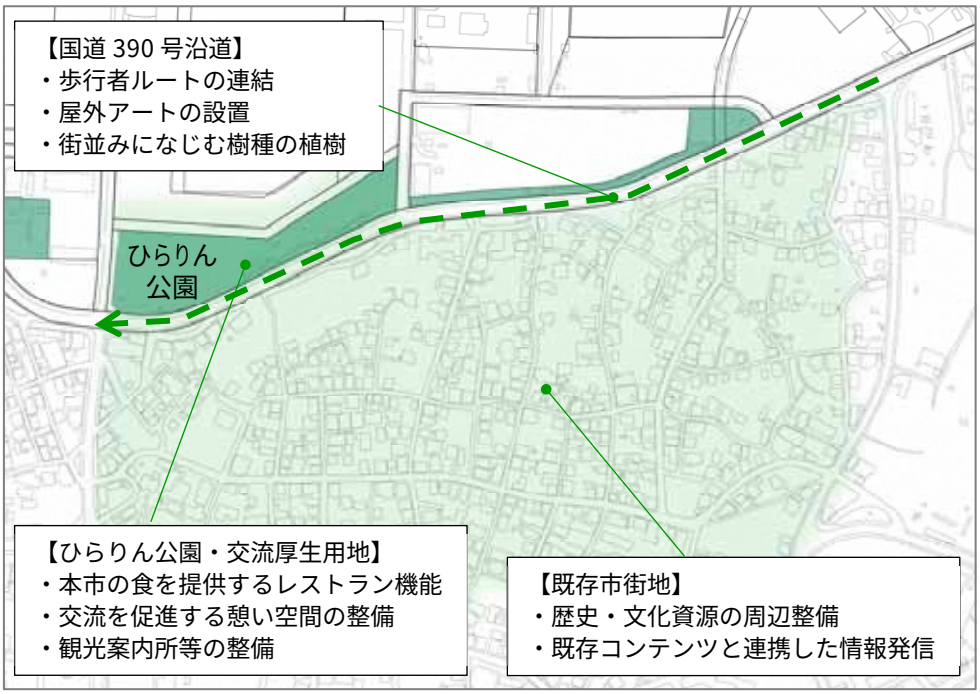

①既存市街地を宮古の歴史的空間として保全

・街並みの保全、歴史・文化資源の周辺整備（修景、多言語サインの設置等）により、散策が可能な空間とする

・本地区に点在する人頭税石等の歴史文化資源や本地区の歴史を紹介する歴史資料館を整備することで、観光メニューとしての強化を図る。

・宮古島市 neo 歴史文化ロード宮古島市教育委員会公認アプリ「綾道（あやんつ）」を PR する等、既存のコンテンツとの連携により情報発信の強化を図る。

綾道マップ　出典 4

②歩いて楽しい沿道空間（R390）の形成

・既存の歩行スペース及び新規の施設整備に伴う歩行空間を有機的に連結するとともに休憩場所の整備等を図る。

・宮古の歴史にちなむモニュメントを設置し、沿道空間全体の屋外型アート化を図る。

・現在の街路樹を歴史的街並みになじむ樹木として育成する。

国道 390 号

沿道のモニュメントイメージ（大阪市御堂筋）　出典 5

③観光客と地元住民が交流できる市街地エントランス空間（交流拠点）を整備

・ひらりん公園・交流厚生用地を活用し、市街地誘導の入り口となる商業施設及びイベント交流広場となる緑地空間を整備する。

・商業施設においては宮古そば等の特産品を使用した食事・スイーツ等、本市の「食」を提供するレストラン機能を設ける。また、フライト客の余り時間を過ごす場所として、観光案内所や手荷物預かり所等の機能を設ける。

・緑地においては屋外型アートの連続性を確保するアート作品の展示や海辺景観を活かした空間とすることで、クルーズ船客のみならず地元住民・フライト客が憩い・交流することができる空間として整備する。

商業施設に隣接する緑地イメージ（日向市）※出典６

憩い空間となる緑地イメージ（東京ミッドタウン）※出典７

（3）交流レクリエーションゾーン

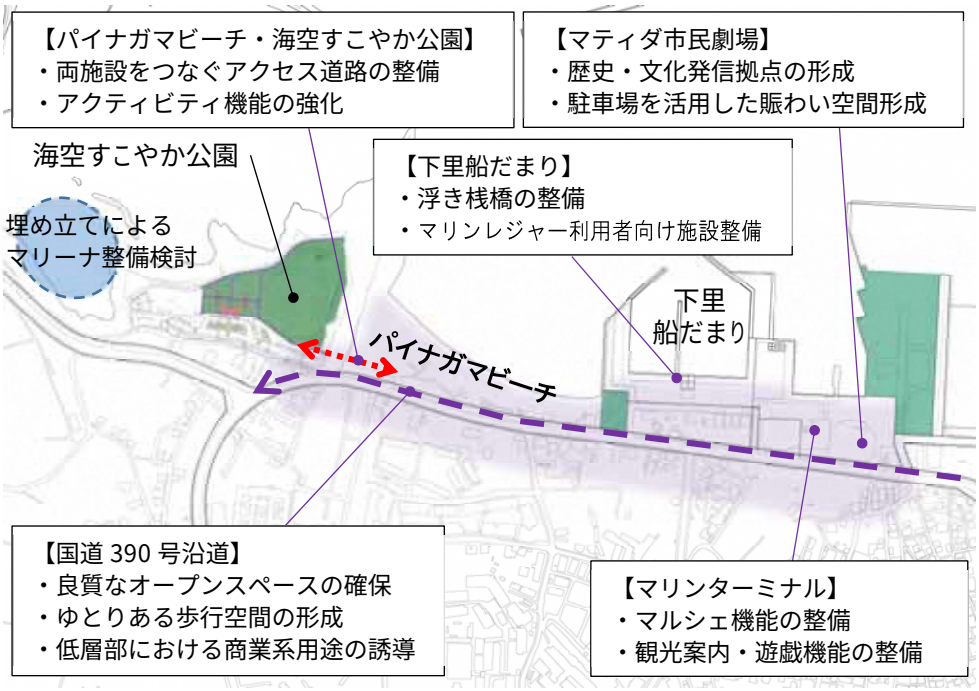

①良質なオープンスペース・ゆとりある歩行空間を確保したウォーカブルなまちづくり

・地元地権者や出店事業者との連携や「「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり支援制度」等の活用により、良質なオープンスペース・ゆとりある歩行空間の形成を図る。

・現在の街路樹の育成に加え、本市を代表する樹種等の植樹により、本市のシンボルとなる沿道空間の形成を図る。

・国道 390 号沿道の低層部において商業系用途を誘導することで、歩きたくなる賑わいのある空間形成を図る。

道路占用による賑わいの創出イメージ　※出典 8

ウォーカブルな空間イメージ　※出典 9

②「みなとオアシスひらら」の主要施設である平良港マリンターミナルビルの活用

・「フェリーたらまゆう」が漲水地区第４ふ頭へ移動することにより、利用者の増加が想定される。

・地元住民も訪れやすい場所である強みを活かし、直売所や物産販売所等の市場（マルシェ）機能に加え、農水産物の加工施設の整備により６次産業化・地産地消の促進を図る。

直売所（島の駅 みやこ）

・地域観光及び交通に関する情報を提供する観光案内機能に加え、本地区の課題である雨天時においても楽しめる施設として、遊戯機能（屋内型アミューズメント施設等）を有するレクリエーション拠点としての整備を図る。

③マティダ市民劇場の活用

・本市の伝統芸能（クイチャー、棒術等）の実演や実演家が指導する体験講座等、観光客及び地域住民が文化芸能に触れる機会を提供する歴史・文化発信拠点としての活用を図る。

・施設利用者の駐車場（市有地）については、低層部に商業系用途を誘導し、２ 階以上部分を駐車場として整備・活用することで、国道沿いの施設の利便性向上を図る。

④パイナガマビーチ・海空すこやか公園の整備・活用

・パイナガマビーチと海空すこやか公園をつなぐアクセス道路を整備することで海岸部の連続性を確保する。また、両施設の駐車場の相互利用により、本地区周辺の課題としてあげられる常態化する路上駐車の解消を図る。

パイナガマビーチ

・パイナガマビーチ及び海空すこやか公園の一体的な管理により、BBQ 等のアクティビティの拡充や地元住民や観光客が交流可能なイベント空間を確保する。利用者ニーズへの柔軟な対応や民間アイデアの活用が可能な管理・運営方式として、地元事業者を対象とした PFI の活用により更なる賑わいの創出を図る。

・海空すこやか公園西側の海域においては、景観形成を含め、埋め立てによる新たなマリーナ整備について検討を行う。

⑤下里船だまりの整備

・利便性向上に向けた浮き桟橋を整備する。併せて、放置されている船舶の撤去に向けた取組を推進する。

・民間活力を活用し、マリンレジャー利用者向けのシャワー等を備えた施設を整備することで、賑わい空間及び休憩機能を確保する。

（4）海洋性リゾートゾーン

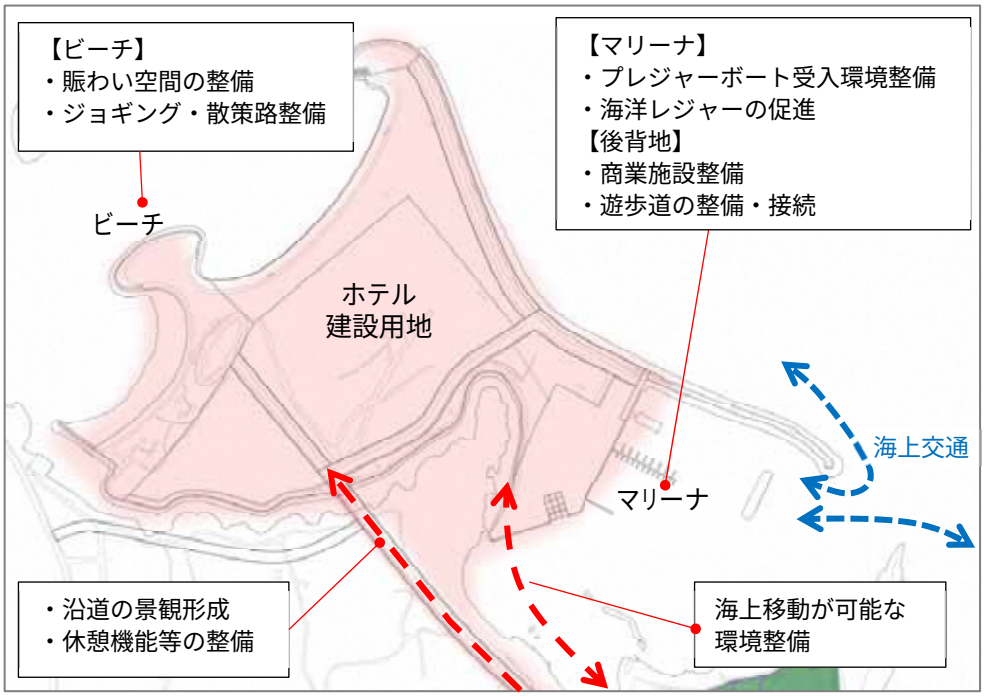

①海を最大限に活かした体験型観光の展開

・インバウンド需要がモノ消費からコト消費へと転換していることを踏まえ、ビーチ・マリーナを有する本ゾーンの特徴を最大限に活かしたアクティビティ（体験型観光）の展開を図る。さらに、海洋資源を活かした保養プログラム（タラソテラピー等）等のニューツーリズムの展開について検討する。

・水辺の景観を楽しみながらの移動として、海上を移動する非日常が体験できる海上プロムナード（歩行者・自転車専用）整備やロープウェイの導入等により、移動すること自体をアクティビティ化する。

海上高架自転車道（デンマーク コペンハーゲン）出典 10

ロープウェイ（横浜 みなとみらい） 出典 11

②海上交通の拠点となるマリーナ整備

・海洋レジャー・海上交通に利用するプレジャーボート（15m未満の小型船舶）の受入施設として整備する。

・マリーナ整備及び運営については、PFI の活用を想定し、民間事業者が実施する海洋レジャーを促進する。

③ホテル開発と併せたビーチ後背地における PFI を活用した賑わい空間の整備

・本地区の強みであるサンセットビューを活かし、海を望めるカフェやレストラン、バー等の飲食を楽しめる空間整備を図る。

・また、地元住民の利用を想定し、健康増進に寄与するジョギングや散歩に利用可能な空間を整備する。

サンセットレストランイメージ　出典 12

緑地を活用したイベントイメージ　出典 13

④賑わいを強化するマリーナ後背地（交流厚生用地）における商業施設誘致

・マリーナと一体となった商業空間づくり、マリンアクティビティの拠点となる休憩所・管理用建物等を整備する。

・マリーナ後背地の遊歩道を、海上に整備予定の遊歩道と接続・整備することで、みなとまち宮古沿岸に連続性のある歩行空間を確保する。

プロムナードイメージ（北谷町 アメリカンビレッジ）

マリーナと一体となった歩行空間イメージ(オーストラリア)

⑤リゾートを演出する沿道空間の形成

・リゾートを演出する樹種（ヤシの木）の育成・植樹や道路舗装等により、リゾートゾーンの入り口としてふさわしい景観形成を図る。

・また、国道 390 号からホテル用地に至るまでの道路においては、休憩のできる施設（飲食店、東屋等）がないことから、沿道整備と併せて機能導入や民間事業者の誘致等について検討する必要がある。

リゾートを演出する歩行空間イメージ（北谷町）

（５）中心市街地再生ゾーン

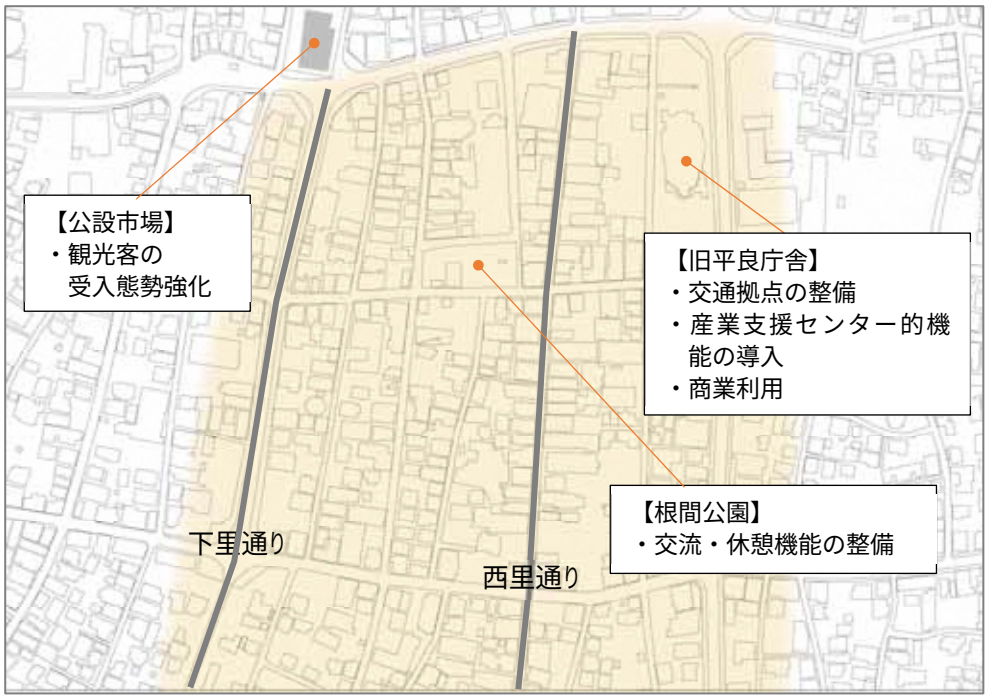

①市街地観光・交流の拠点となる既存施設の活用

・旧平良庁舎においては、経済団体、教育・文化関係機関が集う産業支援センター的機能の導入や商業利用等、多様な利活用について検討する。

・公設市場では、市街地における観光客の受け入れ態勢の強化として、観光案内機能や休憩機能を設ける等、施設の機能強化を図る。

・また、本ゾーンでは、商業施設の立地を誘導することで、商業ゾーンとしての強化を図る。

②市街地観光の回遊性の向上

・バス停留所・タクシー待機所等の公共交通乗り場の整備に加え、EV 充電スポット・レンタサイクル等を設けた交通結節点の整備により、中心市街地への回遊性を高める。

EV 充電スポット

・平良港から市街地までの導線確保と回遊性強化を図り、市街地における消費拡大を促進するために散策ルートの作成について検討する。

・整備予定の根間公園では、地域住民との交流の場、休憩ができる場として、早期の整備を図る。

（６）市街地活性化ゾーン

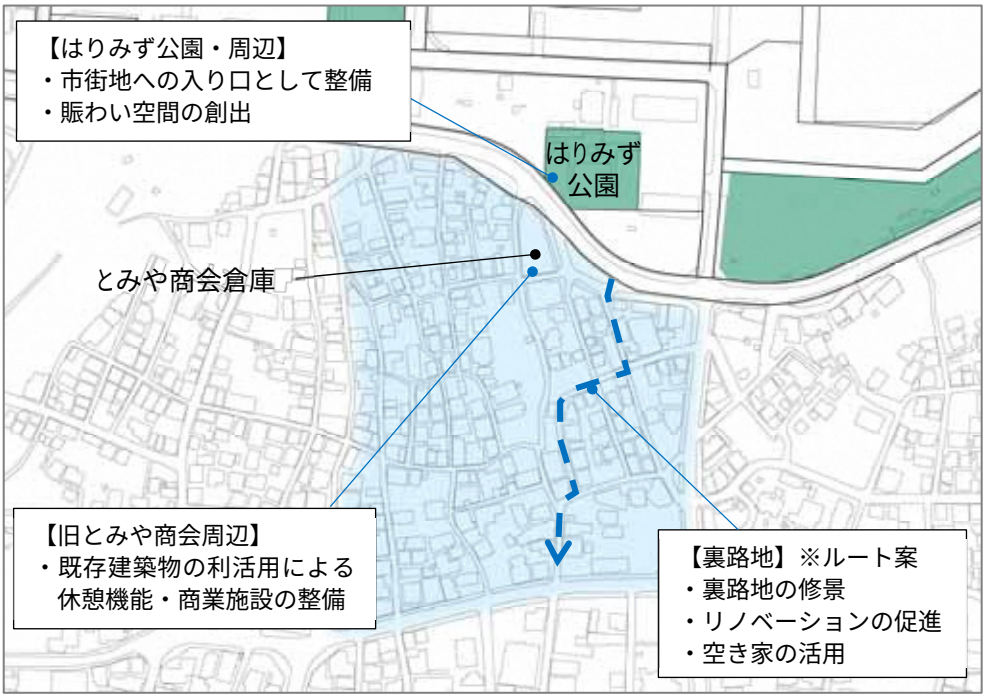

①みなとまち宮古の賑わいを強化する結節点づくり

・「旧とみや商会周辺」については、既存建築物のリノベーションにより休憩機能を備えた商業施設等としての利活用を図る。また、交通結節点としてふさわしいランドマークになる建築物とすることが望まれる。

・はりみず公園及びその周辺の用地（市有地・民有地）においては、本地区の中心に位置することから、誰もが利用しやすい開放的な空間として整備するほか、キッチンカーの誘致等により賑わいを創出し、みなとまち宮古の結節点及び市街地への入り口としてふさわしい環境整備を図る。

キッチンカーによるにぎわい創出イメージ　出典 14

②歩いて楽しい裏路地づくり

・裏路地については、一階部分を店舗等として改修する等、歩いて楽しい裏路地化を図る。さらに、散策ルートの検討と併せて新たな観光メニューとして情報を発信する。

・宮古島の旧集落の雰囲気を残した本ゾーンの景観を残しつつ、老朽又は空き家となっている建築のリノベーションを促進し、趣のある景観形成を図る。

・また、リゾート地と近接する立地を活かしたワーケーション等の展開については、空き地、空き家等の不動産情報を集約し、民間事業者への情報提供を促す。

2 - 4　みなと交通の整備方針

（1）多様な移動手段の必要性

・バスやタクシー、レンタカー等の従来の交通手段のみでは対応に限界があるため、交通渋滞を緩和する視点から、自転車利用や徒歩移動を含め、多様な移動手段の提供及び移動環境の整備により、利用者の分散を図る必要がある。

・さらに、エコアイランド 2.0 の推進、脱炭素社会の実現に向け、自転車利用・徒歩移動の快適性を向上させるとともに、環境に配慮したモビリティの導入を検討する必要がある。

・交通環境整備においては、大型クルーズ船で多くの国際旅客が来訪することを踏まえ、多言語での対応が必要である。

（2）整備方針

①シームレスでノンストレスな移動を実現するモビリティの導入

・旅客受入施設からトゥリバー地区までの各拠点を結び、シームレスかつノンストレスな移動を提供する環境に配慮したグリーンスローモビリティを導入する。また、ロープウェイ等の高架を運行するモビリティや次世代の自動運転モビリティの導入可能性について検討する。

・高い目線からの眺望を楽しみながら移動ができるオープントップバス（2021 年 8月に島内導入済み）を活用したシャトルバスを導入する。「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」の採択により、モニターツアーを実施した（2021.8～2022.1）。

オープントップバス　出典 15

②海辺の景観を楽しみながら歩けるプロムナードの整備

・旅客受入施設からトゥリバーまでの海岸沿いに、海辺景観を楽しみながらの移動が可能な連続性のあるプロムナードを整備する。

・海岸部の移動距離が約 4km となることから、各所に休憩機能を設ける。

・プロムナードのルート設定においては、物流の動線を妨げることのないよう臨港道路との交差箇所が最小限になるようなルート（人流の動線）を検討する。

③自転車利用等を促進するレンタサイクルの導入

・各ゾーンの拠点（旅客受入施設、トゥリバー、旧平良庁舎等）にレンタサイクルを設置する。また、次世代観光の移動手段として注目され、持ち運びが容易な電動キックボードの導入について検討する。

・車両と歩行者が共存する空間においては、安全性を確保するため環境整備について検討する。

④海上交通の拠点整備

・多様な移動手段の一つとして、海岸部の拠点を結ぶ海上交通の導入に向けた拠点を整備する。

・なお、採算の確保に向けては、クルーズ船の寄港状況を踏まえたビジネス性の検証やフライト客の利用を促進する運営手法について検討を行う。

⑤多言語サイン設置

・分かりやすい多言語（英語、中国語、台湾語、韓国語）の誘導・案内サインを設置することで、円滑な移動を支援し、まちの回遊性を高める。

（３）交通軸別整備方針

①宮古みなとシンボルロード

国道 390 号及びトゥリバー地区までの幹線道路を『宮古みなとシンボルロード』として位置づけ、ゾーン毎（3 区分）に沿道街路樹や景観整備を変更することで、各ゾーンのコンセプトに合致した沿道整備を図る。また、シンボルロードにおいては、オープントップのシャトルバス運行を想定する。

ⅰ）トゥリバーストリート

・リゾートを演出するヤシ系の樹種を植樹　・景観になじむ舗装

ⅱ）パイナガマストリート

・現在の街路樹の育成及び本市を代表する樹種等の植樹

ⅲ）歴史・アートストリート

・現在の街路樹を歴史的街並みになじむ樹木として育成

②みなと海浜プロムナード

・プロムナードでの移動にあたっては、休憩や食事ができるスポットを一定間隔で設ける必要があるため、プロムナード沿道においては可能な限り商業系の用途を誘導する。

・グリーンスローモビリティ、サイクリングロード、歩行スペースを設け、安全性を確保するためにそれぞれの動線を分離する。

・港湾計画における物流関連ゾーン付近においては、一部、内陸部（国道 390 号）を通るルートとすることで、安全性と連続性を確保する。

③宮古みなと綾道（市街地部）

・市街地部（活性化・再生ゾーン）を結ぶ散策路として、中心市街地部の新しい「みなと綾道（あやんつ）」を目指す。

・メインルートにサイクリングロードの整備を検討する。

自転車レーン　出典 10

④海上交通

・海上交通として水上タクシーを導入し、航路については、西仲船だまり↔マティダ市民劇場↔トゥリバー地区マリーナ↔トゥリバービーチ、を接続するルートを想定する。さらに、利用者ニーズ等を踏まえながら、離島や遠方へと向かうルートの拡大についても検討を行う。

水上タクシー　出典 16

第３章　実現に向けて

３-１　構想実現へのロードマップ

・基本構想を実現するには 20 年ほどかかると思われ、整備を順調に進めていくためには、拠点・交通システム・ソフト施策を順序だてて進める必要がある。

・そのため、期別の整備目標を明確にし、構想実現のためのロードマップをしっかりと組み立てるものとする。

■宮古島市みなとまちづくり基本構想実現へのロードマップ

	第１期 2022（令和４）年～ 2027（令和９）年	**第２期** 2028（令和 10）年～ 2033（令和 15）年	**第３期** 2034（令和 16）年～ 2040（令和 22）年
期別の目標	**クルーズ船客及びフライト客のみなとへの誘導整備** 〇スムーズな交通の分散と受入施設の整備	**拠点とネットワークの基盤づくり** 〇みなとの魅力ある施設の配備と２次交通手段の検討	**みなとまちづくりの完成** 〇交通システムの確立とまちづくりの未来へ
クルーズ船客への対応	・２次交通シームレス ・みなと地区への交通の分散	・みなと・まちなか地区の観光強化	・グリーンスローモビリティ、海上交通等２次移動手段の強化・拡充
みなとまちの賑わいづくり	・クルーズ船客及びフライト客対応のみなと近辺の拠点の形成	・市民・フライト客もにらんだみなとまちの賑わいづくりへの展開	・みなと交通システムも確立したみなとまちづくりの完成
中心市街地活性化	・みなとの結節点整備と既存施設の拠点化	・クルーズ船客のまちなかへの導入促進と交流拠点整備	・市民・フライト客も取り込んだ中心市街地の活性化

（１）第１期（2022～2027）クルーズ船客の対応
（スムーズな交通の分散と受入施設の整備）

・第１期では、差し迫っているクルーズ船客とフライト客の増大に対して、オーバーツーリズムを回避するためスムーズな交通の分散と受入施設の整備を目指す。

・そのために整備が急がれるのは、①クルーズ船客に対するコンシェルジュ機能の強化、②クルーズ船客の宮古島観光に対する交通（バス、タクシー）の分散、③トゥリバー地区とその周辺の観光拠点の整備、④みなと観光の既存施設の更新による拠点整備である。

①クルーズ船客に対するコンシェルジュ機能の強化

・旅客受入施設の整備が完了し、観光案内所のスペースも確保されている。観光案内機能の整備・充実が必要であるが、クルーズ船客の一時滞在機能が不足している。

・したがって、旅客受入施設に隣接している商業施設（土産物販売所、飲食施設）の早期整備が望まれる。

・整備手法としては民間誘致が望ましいが、クルーズ船客対応だけでは利用日時の偏り等で経営困難が想定されるため、市民・フライト客用にもなる魅力づけが必要である。

②クルーズ船客の宮古島観光に対する交通（バス、タクシー）の分散

・クルーズ船客の宮古島観光の交通手段は、主に貸切バス及びタクシーで島内の景勝地・ショッピングセンターに向かう。乗り場は整備済みであるが、現状ではオーバーツーリズムとなり、市民への影響は大きく、クルーズ船客の交通分散が必要である。

・そのためには、島内観光に向かう貸切バスの台数のピークを外し、何分の一かのクルーズ船客を近在のみなと・まち観光に振り向けることが必要となる。

・みなと・まち観光の交通手段は、徒歩、自転車、拠点連絡バスを想定する。

・主力となると考えられるバス輸送は、みなと拠点間を結びパイナガマビーチを経てトゥリバー地区に至る連絡バスを想定する。大量のクルーズ船客の利用の為に、シャトルバス的運用が必要と考えられる。

・歩行・自転車は補完的位置づけとし、プロムナードの全線整備は 2 期・3 期以降となると考えられるため、R390 及び拠点のプロムナード整備・レンタサイクルポイントの設置を行う。

③トゥリバー地区とその周辺の観光拠点の整備

・トゥリバー地区のリゾート拠点化を推進するためにマリーナ、後背商業施設等の周辺施設整備を早急に図る必要がある。

・また、周辺整備に伴い、みなと地区へのホテル客の誘導を促すための散策路の整備及び連絡バスの運行を検討する必要がある。

④みなと観光の既存施設の更新による拠点整備

・現状でのみなと・まちへの行き先はパイナガマビーチのみと考えられるため、当面、早期整備が可能と考えられる既存施設の改良・活用（パイナガマビーチ及び周辺、マリンターミナル及び周辺整備、マティダ市民劇場の活用）による拠点化を図る必要がある。

・まちなか地区への誘導については、公設市場の観光客受入機能の強化や旧平良庁舎の活用を進めるものとする。

・その他、クルーズ船客とフライト客のみなと・まち観光を促すために、スポット休憩施設・公衆トイレ整備、案内サインの設置等を進める必要がある。

（２）第２期（2028～2033）拠点とネットワークの基盤づくり
（みなとの魅力ある施設の配備と２次交通手段の検討）

・第２期では、第１期の進捗状況と検証を踏まえて、クルーズ船客対応から市民・一般観光客対応への展開を意図した拠点とネットワークの基盤づくりを目指して、①みなとの魅力ある施設の配備と、②2 次交通手段の検討を行う。

①みなとの魅力ある施設の配備

・みなと地区では、パイナガマビーチ及び周辺の PPP、結節ゾーンの商業施設整備等を進める。また、誘導ゾーンの検討（旧トミヤ商会周辺、プロムナード沿道等）を進める。

・トゥリバー地区では、アクセス幹線道路沿道商業ゾーンの整備を民間主体で進め、連結機能を高める。まちなか地区では、魅力ある商業施設等の誘導を進める。

②2 次交通手段の検討

・クルーズ船客対応に加えて、市民や一般観光客の利用への展開を意図した交通ターミナル整備と交通システムの強化を図る。

・シンボルロード及びプロムナードの整備、大型クルーザー係留施設整備、海上交通のみなと整備を進める。

・グリーンスローモビリティ、海上交通については、運営主体の検討を進め、実証実験を行う。

（３）第３期（2034～2040）みなとまちづくりの完成
（交通システムの確立とまちづくりの未来へ）

・第３期では、第２期の進捗状況と検証を踏まえて、まちづくりの未来志向に向かって、①基盤施設の整備完了と拠点施設の誘導の進捗、②交通システムの確立を目指す。

①基盤施設の整備完了と拠点施設の誘導の進捗

・基盤整備（シンボルロード、プロムナード、港施設等）の整備完了。

・拠点施設の整備及び誘導完了と運営方式の再検証。

②交通システムの確立

・交通システムの確立（シャトルバス、グリーンスローモビリティ、自転車、歩行者→状況に応じて改良・変革）

・情報案内・利用のソフトシステムの強化。

・フライト客・市民利用促進策の強化。

○以上が基本構想実現に向けてのロードマップであるが、第２期、第３期に位置づけた事業・施策においても、早期に事業化のめどがついたものについては、事業時期の予定にかかわらず先行的に実施を図ることが望ましい。

3-2　施策の事業主体・手法の検討

・基本構想を実現するには施策の事業主体及び手法の検討が重要となる。

・ここでは、検討にあたっての基本的な考え方を整理するものとする。

（1）事業主体・手法の基本的考え方

・宮古島市のみなとまちづくりは、市民・事業者にとって、将来を展望する一大事業であり、官民協働の力で実現していく必要がある。

・一方、宮古島市の財政力は今後の少子高齢化や人口減少を想定すると十分ではないと考えられること、観光収入が期待される商業施設等は民間の力が必要なことを考えると事業に対して民間活力の導入が不可欠である。

・以上から、事業主体・手法の考え方を次のように設定する。

①基盤整備（道路・公園・係留場等）については、基本的に公共において整備を図る。なお、運営・管理面においては、民間との協働の在り方について検討する。

②公共事業のうち、収益が見込まれる可能性がある事業については、PPP/PFI 事業の導入を検討する。

③基盤が整った上に建設される商業施設等については、基本的に民間企業の誘致を図る。

④交通システムの運用については、基本的に民間事業者にゆだねるものとするが、グリーンスローモビリティのような新交通システムの導入にあたっては、官民協働の在り方について検討する。

⑤ハード施策を補完するソフト施策については、官民協働で検討し、ベースを公共で整え、民間で運用する方向で調整を図る。

（2）施策リストと事業主体及び事業時期の整理

・事業主体・手法の考え方及び実現へのロードマップから、基本構想実現のための施策リストと事業主体及び事業時期の整理を次ページから示すものとする。

【ゾーン整備】

	施策		整備主体・事業手法	整備時期		
	項目	個別施策		第1期	第2期	第3期
国際エントランスゾーン（E）						
E-1	クルーズ船に対応した旅客受入施設・観光案内所の整備	①旅客施設整備（完了）	公共・公共事業	○		
		②CIQ交通ターミナル（完了）	公共・公共事業	○		
		③観光案内所を活用したコンシェルジュ機能の強化	公共・公共事業	○		
E-2	CIQ隣接商業施設整備	①土産品・直売品商業施設整備	民間誘致	○		
		②観光客用レストラン整備	民間誘致	○		
E-3	多様な移動手段を提供する交通ターミナル整備	①クルーズ船客対応バス・タクシー待機場整備	公共・公共事業	○		
		②グリーンスローモビリティ乗り場の整備	公共民間協働事業			○
		③レンタサイクルの設置	民間誘致	○		
		④交通ターミナル付設商業施設の整備（駐車場付）	民間誘致	○		
E-4	プレジャーボートの受入機能整備	①ビジター用バースの整備	公共・公共事業		○	
歴史保全＆結節ゾーン（H）						
H-1	歴史的空間としての保全	①歴史・文化資源の周辺整備（修景等）	公共民間協働事業		○	
		②公認アプリ綾道（あやんつ）のPR	公共民間協働事業		○	
H-2	歩いて楽しい沿道空間の形成	①歩行者ルートの連結と修景整備（休憩所の設置）	公共・公共事業	○		
		②屋外型アートの設置	公共民間協働事業		○	
		③歴史的街並みになじむ樹種の植樹	公共・公共事業		○	
H-3	交流を促進する市街地エントランス空間の整備	①本市の「食」を提供するレストラン機能の整備	民間誘致		○	
		②交流を促進する憩い空間の整備（緑地・広場）	公共民間協働事業		○	
交流レクリエーションゾーン（K）						
K-1	ウォーカブルなまちづくり	①歩きたくなる良質なオープンスペースの確保	公共民間協働事業		○	
		②ゆとりある歩行空間の形成（街路樹の植樹）	公共民間協働事業		○	
		③低層部における商業系の用途誘導	民間誘導		○	
K-2	マリンターミナルビルの活用	①地産地消・6次産業化促進マルシェ機能の整備	公共民間協働事業	○		
		②観光案内・遊戯機能レクリエーション拠点の整備	公共民間協働事業		○	
K-3	マティダ市民劇場の活用	①伝統芸能の体験講座等の展開	公共民間協働事業		○	
		②歴史・文化発信拠点として活用（事務局整備）	公共民間協働事業		○	
		③駐車場スペースを活用した賑わい空間の整備	民間誘致		○	
K-4	パイナガマビーチ及び海空すこやか公園の整備・活用	①海空すこやか公園とのアクセス道路の整備	公共・公共事業	○		
		②アクティビティ機能の拡充整備	公共民間協働事業		○	
		③公園西側海域の埋立による新たなマリーナ整備	公共・公共事業		○	
K-5	下里船だまりの整備	①利便性向上に向けた浮き桟橋の整備	公共・公共事業		○	
		②フィッシャーマンズマーケット整備	民間誘致		○	
海洋性リゾートゾーン（R）						
R-1	核となるホテル整備と海を活かした体験型観光の展開	①核となるリゾートホテルの整備	民間誘致	○		
		②アクティビティ（体験型観光）の展開	民間誘致		○	
R-2	海上交通の拠点となるマリーナ整備	①プレジャーボート（小型船舶）の受入施設整備	公共民間協働事業	○		
		②海洋レジャーの促進	民間誘致		○	
R-3	マリーナ後背地の活用整備	①マリーナと一体となった商業施設整備	民間誘致		○	
R-4	ビーチ後背部のホテル開発と一体となった賑わい空間の整備	①サンセットを活かした賑わい空間の整備	民間誘致	○		
		②健康増進に寄与するジョギング・散策路の整備	公共民間協働事業	○		
R-5	沿道空間の整備	①トゥリバー幹線道路の修景整備	公共・公共事業		○	
		②沿道施設の誘導	民間誘導		○	
中心市街地再生ゾーン（C）						
C-1	市街地観光・交流拠点の整備	①旧平良庁舎の活用整備	公共・公共事業		○	
		②宮古島市公設市場の観光・交流機能の強化	公共民間協働事業	○		
		③商業施設の立地誘導による商業ゾーンの形成	民間誘導		○	
C-2	市街地観光の回遊性向上	①公共交通乗り場の整備	公共・公共事業		○	
		②レンタサイクルの設置	民間誘致	○		
		③休憩機能としての根間公園の早期整備	公共・公共事業	○		
市街地活性化ゾーン（S）						
S-1	みなとまちの拠点づくり	①既存建築物の利活用			○	
		②はりみず公園を市街地への入り口として整備	公共・公共事業	○		
		③賑わいを創出するキッチンカー等の誘致	民間誘導	○		
S-2	歩いて楽しい裏路地づくり	①散策ルートの情報発信	民間誘導	○		
		②裏路地修景	公共民間協働事業		○	
		③路地裏建物のリノベーション	公共民間協働事業		○	

【交通整備】

	施策		整備主体・事業手法	整備時期		
	項目	個別施策		第1期	第2期	第3期
交通手段整備（T）						
T-1	徒歩交通	①CIQ～パイナガマ散策路の整備	公共・公共事業	○		
		②みなと・市街地散策路ネットワークの整備	公共・公共事業		○	
T-2	自転車交通	①CIQ周辺レンタサイクルスポットの整備	公共民間協働事業	○		
		②みなと・市街地レンタサイクルスポットの整備	公共民間協働事業		○	
T-3	バス交通	①CIQ～パイナガマ～トゥリバー連絡バス	民間事業者・運営		○	
		②CIQ～トゥリバー　シャトルバス	民間事業者・運営		○	
		③みなと～市街地連絡バス	民間事業者・運営		○	
T-4	グリーンスローモビリティ	①導入方式の仮選定と実証実験	公共民間協働事業		○	
		②本格運行	公共民間協働事業			○
T-5	海上交通	①導入方式の仮選定と実証実験	公共民間協働事業	○		
		②本格運行	民間事業者・運営		○	
交通環境整備（TK）						
TK-1	宮古みなとシンボルロードの整備	①歩行・自転車通行配慮整備	公共・公共事業	○		
		②修景整備（樹種・アート等）	公共・公共事業		○	
TK-2	みなと海浜プロムナードの整備	①拠点整備に伴うプロムナード整備	公共・公共事業	○		
		②CIQ～パイナガマ間プロムナード連結整備	公共・公共事業		○	
		③パイナガマ～トゥリバー海上プロムナード整備	公共・公共事業		○	
TK-3	宮古みなと綾道（市街地部）	①歩行・自転車通行配慮整備	公共・公共事業		○	
TK-4	海上交通環境整備	①海上交通計画の策定	公共民間協働事業	○		
		②乗船場の整備	公共・公共事業		○	
TK-5	案内サインの設置（多言語対応）	①CIQ及び既存主要拠点でのサイン整備	公共・公共事業	○		
		②みなとまち・市街地拠点でのサイン整備	公共・公共事業		○	

宮古島市みなとまちづくり基本構想

（資料編）

１．上位・関連計画の整理

番号	上位関連計画（沖縄県）	策定年
①	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」	2017（平成 29）年９月
②	新たな振興計画（素案）	2021（令和 3）年５月
③	ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針	2021（令和 3）年３月

番号	上位関連計画（宮古島市）	策定年
④	第２次宮古島市総合計画	2017（平成 29）年４月
⑤	第２期宮古島市人口ビジョン 宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略	2020（令和 2）年３月
⑥	第２次宮古島市国土利用計画	2019（平成 31）年３月
⑦	宮古島市都市計画マスタープラン	2021（令和 3）年４月
⑧	第２次宮古島市観光振興基本計画	2019（平成 31）年３月
⑨	宮古島市景観計画	2021（令和 3）年４月
⑩	エコアイランド宮古島推進計画	2021（令和 3）年３月
⑪	平良港長期構想	2018（平成 30）年３月
⑫	平良港港湾計画（改訂）	2008（平成 20）年 11 月

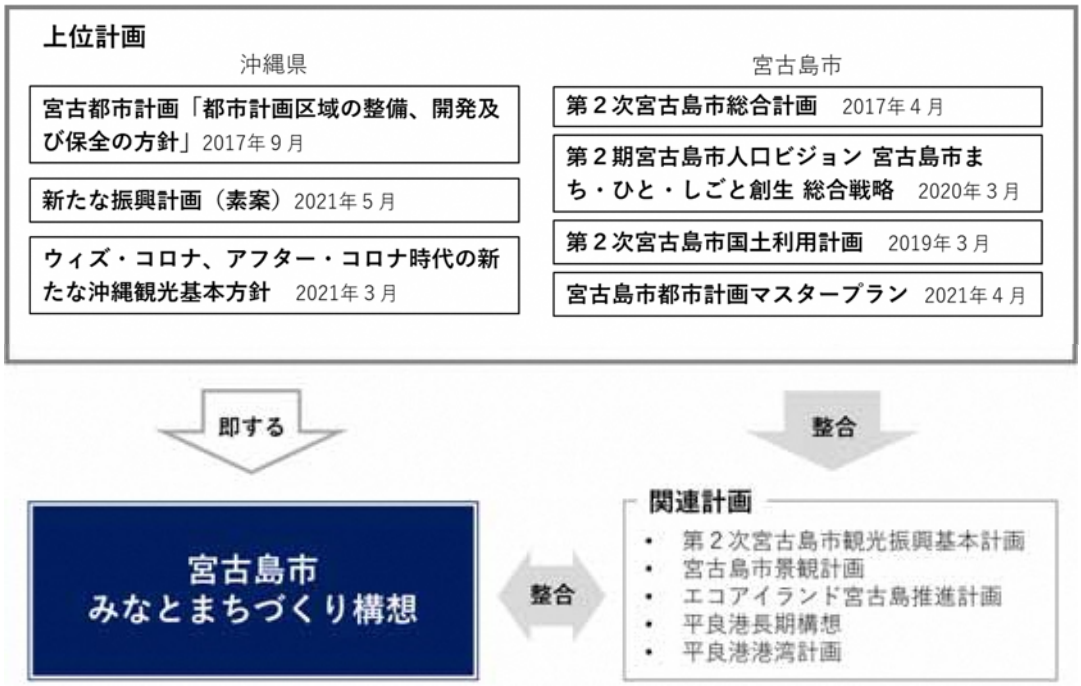

①宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（2017 年 9 月 沖縄県）

■基本方針（P11）

「人・がんずう（健康）、自然・ゆがふ（豊穣）、街・ぷからす（活気）」
― 人も自然も健康なまち・ばんたがみゃーく（私達の宮古） ―

■将来都市構造（p.13）

本区域では、平良港と宮古空港を結ぶ軸線を都市の骨格軸に位置付けて、用途白地地域での無秩序な市街化を抑制し、都市軸上に位置する宮古島市の中心市街地の居住環境改善を図って、中心市街地の活性化並びにまちなか居住を促進し、求心力と拠点性を高めるとともに、リゾート拠点のトゥリバー地区や市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連結して、市街地の回遊性を高めます。

宮古空港は、市街地と農住ゾーンの間に位置しており、この地区周辺一帯は交流機能や防災機能等を配置して都市的土地利用を補完する空間としての利用を検討します。

さらに、観光拠点、レクリエーション拠点、歴史・文化拠点や貴重な自然環境等の緑の拠点及び自然資源拠点などの地域資源を保全するとともにまちづくりに活用して、各拠点間を機能的に連結し、平坦な島の個性を高めた健康交流都市圏を実現します。

②新たな振興計画（素案）（2021 年 5 月 沖縄県）

■計画の期間（p.5）

計画期間は、沖縄振興特別措置法の期間である令和４年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とする。

この期間は、平成 22 年３月に策定した「沖縄２１世紀ビジョン」が想定する概ね 20 年の後期 10 年に相当する。

■基本方向（p.23）

本計画における施策展開に当たり、国、県、市町村、各種団体、県民など各主体が取組を推進する上での基本的指針として、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を掲げる。

安全・安心は経済復興の大前提であり、ウィズ／アフター・コロナの社会経済は、新たな生活様式に対応した強靭で持続可能なシステムでなければならない。

「安全・安心で幸福が実感できる島」とは、防疫・防災体制の拡充、平和等を含めた安全・安心を基底として、魅力ある風景や貴重な生物多様性を育む自然、歴史・文化、健康・長寿等のソフトパワーを生かしながら、温室効果ガス排出量の削減など環境との調和を図りつつ、ICT やイノベーションを展開し、アジア・太平洋地域をはじめとする世界との交流・共生を通じて強靭で持続可能な発展を実現することにより県民生活の質を高め、県民が豊かさや幸せを実感できる社会である。こうした社会を支える土台が、多様な能力を発揮する人材であり、本県が大切に育むべき最大の資源である。

■希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

○世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革（p.88）

・「新しい生活様式/ニューノーマル」における安全・安心で快適な観光の推進
・SDGs に適応する観光ブランド力の強化
・多彩かつ質の高い観光の推進
・デジタルトランスフォーメーションによる沖縄観光の変革
・マリンタウン MICE エリアの形成を核とした戦略的な MICE の振興

○島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興（p.131）

・離島ごとの環境・特性を生かした農林水産業の振興
・地域資源を活用した特産品の振興
・持続可能で高品位な離島観光の振興

○自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成（p.139）

・次世代の通信環境に対応した情報通信基盤の整備
・世界水準の拠点空港等の整備
・経済成長を加速させる拠点港湾機能やネットワーク機能の強化拡充
・シームレスな交通体系の整備

■世界に開かれた交流と共生の島を目指して

○離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出（p.156）

・離島と本島・県外との交流の促進
・離島を核とする関係人口の創出と移住促進

③ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな沖縄観光基本方針

（2021 年 3 月 沖縄県）

■ウィズ・コロナ、アフター・コロナ時代の新たな観光の基本方針

○観光リスクに対応する仕組みづくり（p.6）

・観光の前提は「安全、安心」であり、そのための危機管理が必要である。
・過去の事例を含め、多様な観光リスクについて検討し、リスクに対応する仕組みを構築すること、これによって観光産業と県経済への影響を最小化することが必要である。
・また、自然災害に関しては、観光客への災害情報伝達を含む防災体制の強化が必要である。

○持続可能な観光政策の推進（p.7）

・観光は自然環境への影響や住民との軋轢等の負の影響（オーバーツーリズム）をもたらし得る。これに対して、環境、経済、社会文化の 3 領域において適切なバランスを長期的に維持する「持続可能な観光（Sustainable Tourism）」に資する政策を推進する必要がある。
・持続的発展の観光産業を目指す上では、観光における「量から質への転換」が重要であり、制御、推進、拡充という 3 つの視点で政策を展開していく必要がある。

○高次元のニーズに対応した質の高い観光の推進（p.8）

・「安全・安心」、「健康・長寿」、「快適・環境」、「教育水準」に関わる高次元のニーズに対応しながら、永続性と持続的発展を要件とする質の高い観光を推進する必要がある。
・沖縄を他の観光地と差別化する魅力の核となるのが「自然と文化の魅力」と「安全・安心・快適な旅行環境」である。さらに魅力を高めることによって競争力を増大させ、他にはない世界から選ばれる持続可能な観光地としての「沖縄／OKINAWA」の地位を確立する必要がある。

○バリアフリー化の促進（p.10）

・2007 年に国内初となる「観光バリアフリー宣言」を行い、各種施策を実施している。
・持続可能な開発目標である SDGs においても、「どのような人でも喜びを持って社会生活を送れる世の中にしていこう」というバリアフリーな社会の実現を目標に掲げており、世界水準の観光リゾート地を目指す沖縄においても、‘誰もが楽しめる、やさしい観光地’の形成のため、様々な障害者の特性と多種多様なニーズへの的確な対応や感染症対策を含め、安全・安心な受入体制整備を推進していく必要がある。

④第２次宮古島市総合計画（2017 年４月）　― 基本構想 ・基本計画（前期）―

■島づくりの基本理念と基本目標（p.25）

基本理念

心かよう夢と希望に満ちた島　宮古（みゃ～く）

～　みんなで創る　結いの島　～

■島の特色を活かした産業の振興、多彩な交流・活力にあふれる宮古（みゃ～く）（p.91）

○魅力ある商工業の振興（p.106）

・観光の拠点となる集客力のある商業地の形成や、大型店舗との共存を図るなど、利用者の利便性と快適性を高める環境整備を推進します。

・また、地元生産品の販路開拓・拡大を図るとともに、事業者の経営基盤の強化に向けた支援に取り組みます。

・「宮古上布」の安定生産と魅力ある商品開発に取り組むなど、伝統工芸産業の活性化を図ります。

○地域の特性を活かした観光産業の振興（p.108）

・本市の美しい海や自然景観などの貴重な観光資源の保全に努め、誰もが気持ちよく訪れることのできる魅力ある観光地の形成に努めます。

・また、効果的な誘致活動の展開や多様化する観光客のニーズを的確に把握するとともに、国際化に対応した人材育成や環境整備を図り、市民、事業者、地域など、市全体で観光客を受け入れる体制づくりを推進します。

施策目標とする項目	入域観光客数の増加	入域観光客数の満足度の向上	観光収入の増加	宿泊業、飲食サービス業の就業者数の増加
基準（平成27年度）	５１万人（内クルーズ船入港客数：１万人）	60.6%	３９７億円	1,978人（平成22年度）
目標（令和3年）	１２０万人（内クルーズ船入港客数：５０万人）	70.0%	７５４億円	3,000人

○多様な交流を促進する港と空港の機能強化（p.112）

・大規模災害時において対応可能な耐震強化岸壁や付帯施設の整備に加え、訪日クルーズ船の拠点港としての受入環境の充実強化を図り、物流・交流拠点としての港湾機能の強化を図ります。

施策目標とする項目	耐震バースの整備（平良港漲水地区複合一環輸送ターミナル改良事業）	国際クルーズ客船の寄港数の増加（年間）
基準（平成27年度）	未整備	１３回
目標（令和3年）	整備済	２００回
施策	① 港湾整備事業（平良港漲水地区複合一環輸送ターミナル改良事業）を推進し、港湾機能の強化を図ります。 ② 大規模災害時と船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を推進します。 ③ 港と市街地のアクセスを円滑にするため、臨港道路の整備を推進します。 ④ 国際的なクルーズ船の拠点港としての形成を目指し、官民連携による受け入れ環境の整備を推進します。	

⑤第２期宮古島市人口ビジョン 宮古島市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

（2020 年３月）

■多彩な交流によりひとを呼び込む（p.33）

地域資源を掘り起こし、市の魅力を高め、その魅力を市内外に発信することで、市外から人を呼び込みます。子どもから大人までの市民誰もが宮古島市の良さを認識し、誇りと愛着を育み市民の活力を促進します。

数値目標	基準値	目標値（R8）
入域観光客数	1,143,031人（H30）	1,828,600人
観光収入 （住民一人あたりの観光収入額）	60,142百万円（H30） （1,101千円/人（H30））	87,948百万円 （1,624千円/人）
社会増	133人（H25-31平均）	135人（R2-8平均）

○持続可能な観光地としての整備

・グリーンツーリズムやブルーツーリズム等を通して市の魅力を向上・発信することにより、人を引き付ける「魅力とつながりのあるしま」づくりを行い、地域資源を活用した観光振興を進めます。
・国際線就航及びクルーズ船の寄港による外国人観光客の受入体制を強化します。
・貴重な天然記念物の保護対策を推進します。また、文化財の保全や修繕、周辺環境の整備に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値（R8）
クルーズ船寄港回数	153回（H30）	250回
民泊の受入数	9,885人（H30）	12,000人
綾道アプリHPアクセス数	14,463回（H28-30平均）	15,000回（R2-8平均）
観光客の満足度向上	65.9％（H29）	75％

⑥第２次宮古島市国土利用計画（2019 年３月）

■基本理念（p.2）

市土は、市民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活や社会経済活動の基盤であり、その利活用は、地域の発展、市民の生活と深い関わりを有しています。そのため、自然環境の保全を図りつつ地域特性を活かした、公共の福祉を優先させ、市民が文化的で安心して暮らせる生活環境を確保し、市土の均衡ある発展を目指します。

また、地下水が流出する沿岸サンゴ礁域の生態系に及ぼす影響を考慮し、森林保全、地下水への負荷の抑制等の対策が必要です。

これらのことから、市土の有効かつ適正利用を図りつつ、適切な維持管理に努め、災害に強い安全な街、全ての人に優しい街、優れた景観やアメニティを有する個性豊かな街を目指します。

■地域ごとの土地利用の方針（p.11）

○平良地域

平良地域の用途地域は、436.3ha が指定されており、宮古空港、平良港をはじめ官庁や公共施設が集中し、市街地及びその周辺地域は、都市的土地利用がなされています。

土地利用の方針は、今後も都市的土地利用を積極的に推進し、都市基盤及び生活関連施設の整備を図りながら、低未利用地の有効活用や市街地の再生を行い、快適な居住環境の形成に努めます。特に、宮古空港周辺については、新しい市庁舎や大規模集客施設の立地がされることから、新たな市街地形成に向け取り組むとともに、平良港と宮古空港を結ぶ路線を都市の骨格軸に位置づけ、その周辺の居住環境改善を図ります。

また、平良港については、大型クルーズ船の入港に対応したバースの整備を進めるとともに、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

そのほか、リゾート拠点となるトゥリバー地区の整備や市街地内の歴史・文化拠点を有機的に連結し、観光地域としての機能を高めます。

一方、市街地周辺域では、サトウキビ栽培を中心とした農業が盛んであることから、農地の保全と確保を推進します。

沿岸域や森林等、豊かな自然が残されている地域については、自然環境の保全や景観との調和を図ります。

⑦宮古島市都市計画マスタープラン（2021 年４月）

― 第３章 都市づくりの理念 ―

■拠点

〇都市拠点

平良の市街地及び市役所周辺は、様々な都市機能が集積しており、市民生活・経済活動の中心地として位置づけます。（地域）平良市街地及び市役所周辺地区

〇広域交通・交流拠点

本市の玄関口となる宮古空港、下地島空港や平良港は、広域的な交流促進を図る広域交通・交流拠点として位置づけます。あわせて、災害時に対応する防災機能を配置します。（地域）宮古空港、下地島空港、平良港

〇観光拠点

本市の海岸沿いの自然資源、観光資源、与那覇前浜及び東平安名崎は、観光客や市民との多様なふれあいにより、地域の活性化を図る観光拠点として位置づけます。

（地域）トゥリバー、与那覇前浜、トゥリバー、与那覇前浜、宮古広域公園、うえのドイツ文化村、東平安名崎、池間湿原、砂山ビーチ、通り池、イムギャーマリンガーデン等

■都市軸

〇市街地骨格軸

海・空の玄関口である平良港・宮古空港を連携するとともに、これらの玄関口と中心市街地（平良市街地及び市役所周辺）を結ぶ幹線道路や公共交通等は、本市の市街地の骨格を形成する市街地骨格軸として位置づけます。

（地域）平良港⇔中心市街地（平良市街地～市役所周辺）⇔宮古空港

〇観光連携軸

宮古島の海岸沿いの幹線道路は、散在する観光資源をネットワーク化し、市全体の魅力向上に資する観光連携軸として位置づけます。

（地域）中心市街地⇔与那覇前浜⇔うえのドイツ文化村⇔東平安名崎⇔池間湿原⇔中心市街地
中心市街地⇔トゥリバー
中心市街地⇔伊良部大橋橋詰広場観光拠点施設⇔通り池

将来都市構造図

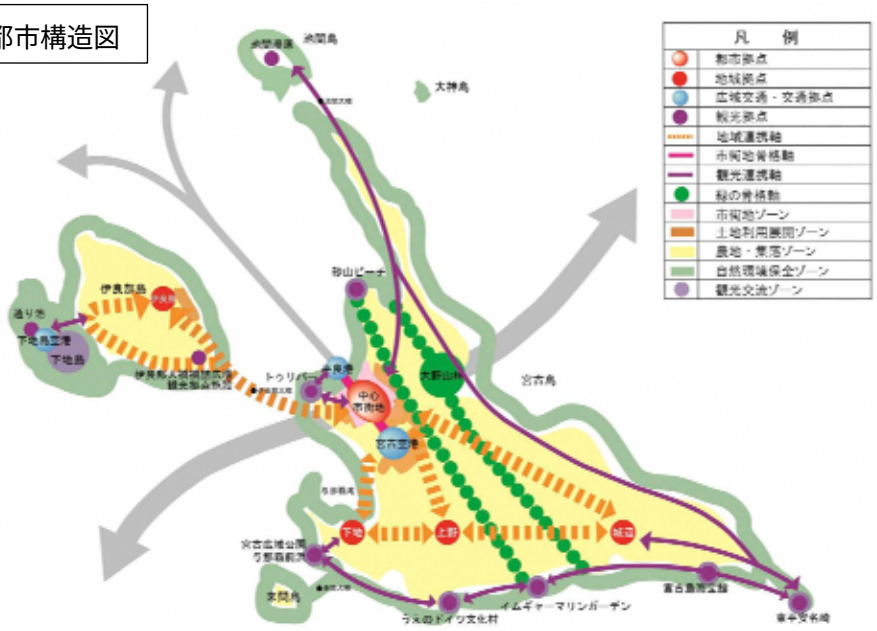

― 第４章 都市整備の方針 ―

■土地利用に関する方針（p.4-1）

【基本的な考え方】都市的土地利用と自然的土地利用の調和

〇商業系ゾーン

商業系ゾーンでは、庁舎の移転に伴い中心市街地の空洞化が懸念されるため、商業施設の立地誘導や観光施策との連携により、本市の中心部に相応しいコミュニティ重視型の商業ゾーンの再生を目指し、街路・公園・広場等の利活用などにより滞在快適性の向上を図ることで、居心地が良く歩きたくなる中心市街地の形成を図ります。また、減少傾向にある街なかの定住人口の回復を図るため、医療・福祉等の市民サービス機能の導入を促進し、誰もが便利で歩いて暮らせる環境形成を促進します。

〇新市街地ゾーン（トゥリバー地区）

トゥリバー地区は、大規模リゾート開発による観光施設の立地を促進するとともに、中心市街地を結ぶ道路沿道の土地利用を促進し、新たな観光拠点として、リゾート・レクリエーション機能を主体とした土地の高度利用と景観形成を誘導します。

〇自然環境保全ゾーン

本市の緑地帯などの自然環境は、島に潤いをもたらし、水源涵養や防災面での公益的な役割を担っています。また、緑地と砂浜が調和した美しい自然景観は、本市ならではの観光資源となっています。

このため、自然環境保全ゾーンでは、公園の位置づけによる自然環境の保全活用や、防風林の積極的な整備、市民による植栽活動の促進などを図り、全島グリーンベルト構想の実現を目指します。また、自然資源を活用した保養・療養活動（アイランドテラピー）、交流を楽しむ滞在型余暇活動（グリーンツーリズム）などにより、地域活性化を促進します。

土地利用方針図

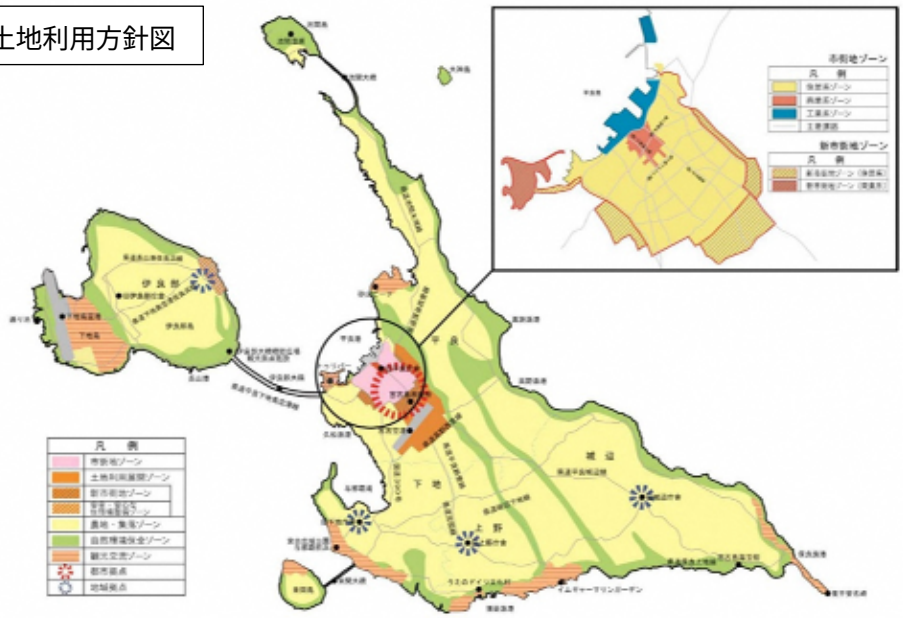

■市街地整備及び規制・誘導に関する方針（p.4-6）

【市街地整備の基本的な考え方】既存ストックを活用したコンパクトな市街地形成

○市街地ゾーンにおける市街地構造のイメージ（下図）

平良市街地の中心拠点と市役所周辺の市民交流拠点の役割の異なる２つの拠点の連携と、海の玄関口である平良港、空の玄関口である宮古空港との連携を強化し、都市拠点としての一体性を高めます。

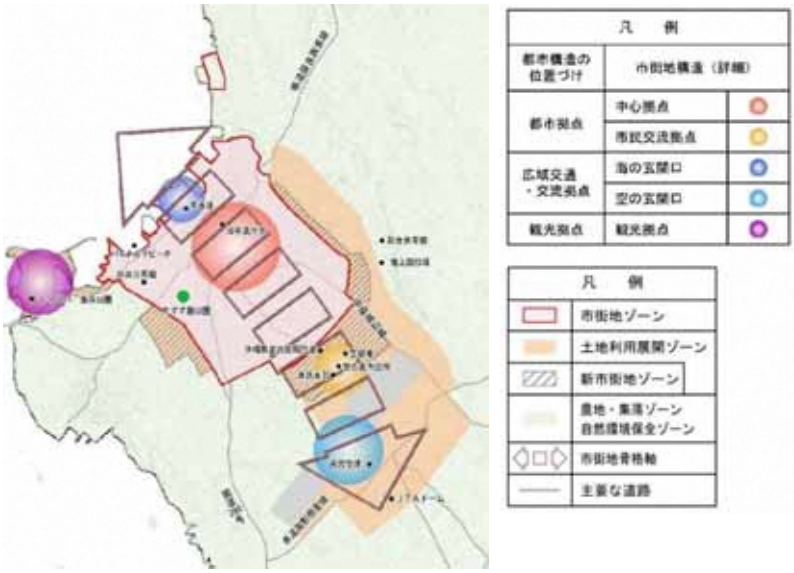

○中心市街地の重点的整備

西里大通り、下里通り、市場通りを骨格とする中心拠点（中心市街地地区）では、市民や観光客が集い交流する賑わいの拠点づくり、安全・快適に回遊できる空間づくり、本市の情報発信などを念頭に置いて、地域を巻き込みながら重点的に事業・施策を展開します。

具体的には、「みなとまち宮古再生プロジェクト」の取り組みを核とし、平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、各通り会が主体となった店舗・道路の修景整備など、ハード・ソフトの一体的整備を進めていきます。

また、市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討します。

【規制・誘導の基本的な考え方】　きめ細やかな土地利用の規制・誘導

○市街地ゾーン

市街地ゾーンでは、地域の状況に応じた用途地域の設定、見直しを基本に、基盤整備による土地利用更新の促進や地区計画による地域主体のルールづくりなどにより、市民が快適に暮らしやすいきめ細やかな土地利用誘導を図ります。

本市の中心市街地を形成する商業系土地利用地区については、賑わいの創出や街なか居住の促進を図るため、「みなとまち宮古再生プロジェクト」などに基づく基盤整備と合わせて、地域住民主体で地区計画などによる建築ルールを検討し、商業系用途をいかした土地利用の高度化、複合化を促進します。

■都市交通体系に関する方針（p.4-12）

【基本的な考え方】　交通機能・手段の充実

〇観光ルート

海岸線の観光拠点を結ぶ海岸線道路を観光ルートとして位置づけ、修景の緑化、美化活動の促進を図ります。

路線名称	道路網
トゥリバー地区港湾道路	平良港・平良市街地 ⇔ トゥリバー地区

〇歩行空間

市街地内では、利用者の視点に立った歩行空間の充実を図るため、幹線街路と中心市街地地区との有機的なネットワーク形成やユニバーサルデザインを取り入れた歩道整備を推進します。特に、平良港に整備されたクルーズ船ターミナルから流入する来訪者を市街地やトゥリバー地区等へ誘導するため、歩行者ネットワークの充実を図ります。

また、自転車道の整備による自転車の利用促進を図るほか、歩行空間のアメニティ向上を図るため、歩行者と自転車を分離し、ブルーラインによる自転車通行区分の明確化などを検討します。さらに、都市防災機能の向上、安全・快適な通行空間の確保、都市景観の向上などを図るため、無電柱化を促進します。

〇空港・港湾の機能強化

港湾機能は、平良港を物流、交流の拠点として、国外からの物流やクルーズ船、スーパーヨットなどの寄港による観光客の受入に対応した交通機能や交流機能の充実と、市街地との一体性強化を図ります。

また、感染症の水際対策として、玄関口となる空港・港湾における検疫体制の構築など防疫対策の強化を検討します。

〇バス交通の機能強化

公共交通は、自家用車・公共交通機関のバランス最適化のため、バス交通を基幹交通として、利用者の実態などを把握しながら、行政、市民、事業者と連携・協働による機能強化を目指します。

このため、広域交通・交流拠点（宮古空港、下地島空港、平良港）、広域医療機能（宮古病院など）、都市拠点（中心市街地、市役所）などの市民・観光客が高頻度で集い、利用する主要施設・地域を相互に結ぶ路線、およびこれらと地域拠点を結ぶ路線を公共交通軸に位置づけ、路線バスによるバスネットワーク構築に努めます。

これらの路線では、公共交通ネットワークの信頼性確保、利便性改善などに向けた検討を行います。

― 第５章 地域別構想 ―

■地域づくりの将来像と目標【平良地域】（p.5-4）

【地域づくりの将来像】人が集まるにぎわいとふれあいの地域づくり
【地域づくりの３つの目標】
１．港から広がるまちなか散策が楽しめる中心商業地づくり
２．安心して暮らせる健康・快適な住環境づくり
３．自然、歴史、文化にふれあえる交流空間づくり

■ 地域づくりの方針【平良地域】（p.5-5）

○市民・観光客の交流促進

・下里通り、西里通り、市場通り、マクラム通りの商店街は、『中心商店街エリア』に位置づけ、賑わいある商業環境形成を図ります。
・平良港周辺の旧市街地は、『歴史環境保全エリア』と位置づけ、歴史・文化を通じた回遊機会の促進を図ります。
・平良港周辺一体は、トゥリバー地区、パイナガマ公園一体を『都市型リゾートエリア』、平良港を『交流・物流エリア』、荷川取漁港周辺を『漁業・海洋レジャー共存エリア』と位置づけ、海をいかした交流促進を図ります。
・市役所機能の移転に伴う旧平良庁舎の未利用施設については、中心市街地のにぎわい創出に寄与する機能の導入など、本市や中心市街地の振興に有効かつ必要な活用を検討します。

○「新市街地ゾーン」における計画的な土地利用の誘導

・トゥリバー地区は、大規模リゾート開発による観光施設の立地を促進するとともに、中心市街地を結ぶ道路沿道の土地利用を促進し、新たな観光拠点として、リゾート・レクリエーション機能を主体とした土地の高度利用と景観形成を誘導します。

地域づくりの方針図

⑧第２次宮古島市観光振興基本計画（2019 年３月）

■基本理念（p.30）

みんなの宮古（みゃーく）を世界と未来に伝える　美ぎ島（かぎすま）づくり

■目標（p.31）

以下の指標を本計画における 2028 年度までの目標として設定し、その達成に向けて各施策を展開していく。

年間入域観光客数	２００万人
観光消費額	９４９億円　（空路 75,000円/人、海路 17,000円/人）
観光客の満足度	７５％
宿泊業・飲食サービス業の就業者数	３，０００人

■平良港みなとまちづくりの推進と空港の活性化（p.40）

〇みなとの賑わい創出

・クルーズ船の受入を拡大できるよう、大型旅客船受入についての理解促進を図る。
・クルーズ船寄港など入域観光客の増加に対応するため、平良港および周辺エリアで飲食や買い物などが楽しめるような環境整備を行う。
・平良港に交流拠点施設（イベントスペース）、ＣＩＱ機能を備えた旅客ターミナルやバス・タクシー・レンタカーなどの交通ターミナルを整備し、観光客の受入体制を整える。

〇中心市街地の活性化

・市庁舎移転後の市街地の活性化のため、西里通り、下里通り、市場通り周辺の環境整備を行う。
・平良港から市街地までの導線確保と回遊性強化を図り、消費拡大を実現するためにまちめぐりルートの作成を行う。
・空き地、空き家などの不動産情報を集約し、創業希望者への情報提供を促す。

■安全・安心・快適な観光地づくりの推進（p.42）

〇海岸利用に関する指針づくり

・宮古島の観光がより安全・安心・快適なものとなるよう、海岸利用に関する指針づくりを行い、島内外の関係者に周知する。
・海岸の美化維持のルールを作成し、来訪する観光客に対して周知を図る。
・エコアイランドの持続可能性保持に必要となる考え方や、海岸利用に関する心構えについて、観光パンフレットなどにおいて広く周知を図る取組みを行う。

■市民と観光客の理解促進と動機づけ（p.46）

〇クルーズ船への理解促進

・日本とは文化や生活様式の異なる外国人観光客が大半を占めるクルーズ船客への理解を深め、受入体制整備の必要性の啓発を図る。

・クルーズ船関係者にヒアリングを行い、クルーズ船寄港地に求められる機能やサービスなどについての意見を聴取する。

〇市民と観光客双方が便利になる仕組みづくり

・観光客の増加に伴う二次交通の整備については、市民と観光客が共同で利用できるコミュニティバスの運行など、市民と観光客双方の利便性向上につながる仕組みづくりを検討する。

・歩行者の多い地区については歩道の整備を行い、市民・観光客双方が通行しやすいように環境整備を行う。

・メイン通りの街灯の整備など、市民の求める観光推進のための環境整備を推進する。

⑨宮古島市景観計画（2021 年４月）

■計画の目的（p.4）

心かよう夢と希望に満ちた島　宮古（みゃ～く）
～　みんなで創る　結いの島　～
みんなで守る、そして創る宮古島の景観

■市街地景観ゾーン（p.92）

〇中心商業・業務地景観

・通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性をもつ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進めます。

■拠点景観ゾーン（p.94）

〇歴史・文化拠点景観

・市内に点在する石畳や石垣、門、御嶽等の文化財等は、後世に継承する歴史・文化的景観です。これら文化財等は、そのものの保全や活用はもちろんのこと、拠点景観として周辺と一体的に景観づくりを進めます。

〇交流拠点景観

・多くの人が集い利用する施設およびその周辺地区は、宮古をイメージする拠点として捉えることができます。このため、そのような拠点では、それぞれがもつ個性を生かしつつ、周辺の街並みに配慮し、宮古のイメージアップが図られるような景観づくりを進めます。

地域別
景観まちづくり方針図
（市街地景観ゾーン拡大）

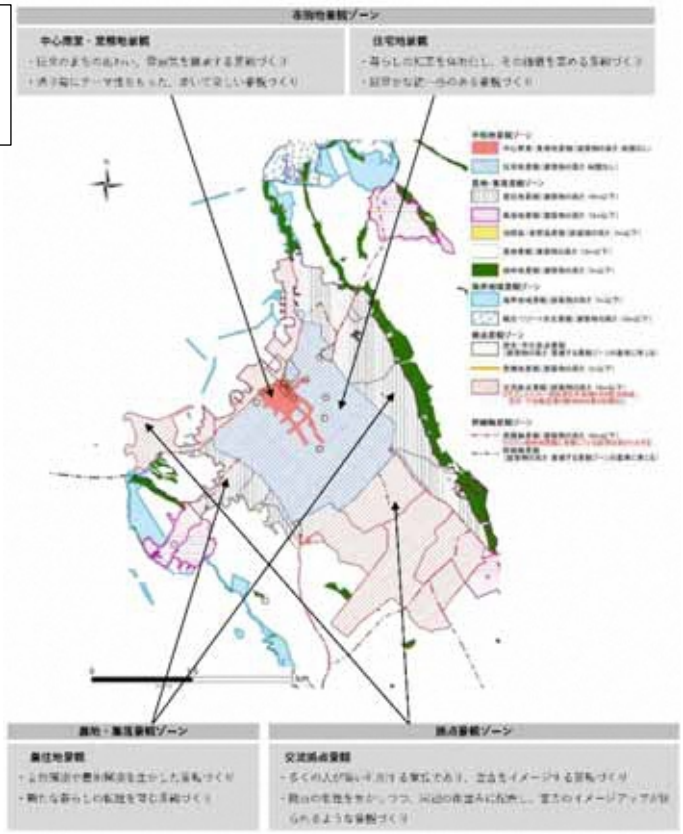

⑩エコアイランド宮古島推進計画（2021 年３月）

■エコアイランド宮古島宣言（p.2）

エコアイランド宮古島宣言 2.0 においては、市民と目標を共有するため「千年先の、未来へ。」という標語を決定し、2030 年、2050 年に目指すゴール（エコアイランドの未来像）を以下のとおり定め、宮古島市版 SDGs として位置づけた。

指標① 地下水水質・窒素濃度(硝酸態窒素濃度)

基準年（2016）：５．０５mg/L（水道水源地）
２０３０年目標：４．６４mg/L
２０５０年目標：２．１７mg/L

指標② １人１日当たり家庭系ごみ排出量

基準年（2016）：５４２g/人・日
２０３０年目標：４８８g/人・日(10%減)
２０５０年目標：４３４g/人・日(20%減)

指標③ エネルギー自給率

基準年（2016）：２．９９％
２０３０年目標：２２．０５％
２０５０年目標：４８．８５％

指標④ サンゴ被度

ハマサンゴ優占群集：４０％以上（現状維持）
ミドリイシ優占群集：５～１０％→（2030年）７０％以上

指標⑤ 固有種の保全

クジャク・イタチ駆除数：2030年現状の８割減、
2050年根絶

■基本的な課題（p.4）

持続可能な宮古島、エコアイランド宮古島の実現に向けて取り組むべき事項を ３ つの基本的な課題に整理している。

１つめには、生活の源となる地下水や観光資源でもある自然環境の保全が必要となる。

２つめには、島内資源の地産地消等、資源循環の仕組みづくりが必要となる。

３つめに近年めざましい発展を遂げている観光や地場産業である農水産業のより持続的な発展に向けた取り組みが求められる。

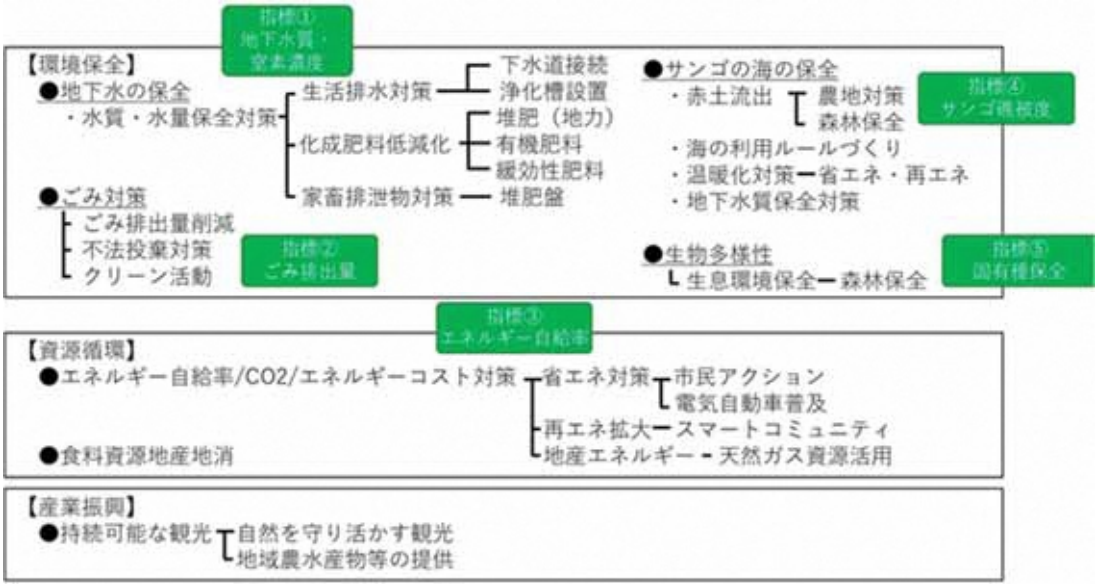

■産業振興（p.18）

〇自然を守り活かす観光の促進

海浜の利用者が急増しており、それに伴ってマリンレジャー等に関わる事業者も増加している。また、市内の地域によって環境の状況や利用形態等も異なることから、地域ごとにルールづくりを行うことを念頭におく。

ルールづくりに当たっては、当該地域を利用する事業者のみならず、宿泊施設やタクシー、レンタカー事業者、地域住民を含め、関係者全員がルールを共有し、旅行者にルールを伝えることが必要である。

〇地域農水産物等の提供

観光入域客数が増加する中、市内のホテルや飲食店においては、旅行者向けに地元産の農水産物を提供したいというニーズがある。農業漁業者と食材を収集・加工する事業者との連携により、地域経済波及効果を高められる可能性がある。

仕組みづくりに向けては、ホテルや飲食店側の食材のニーズと食材供給側との情報共有・マッチング（種類や量、季節別等）のほか、加工事業者の設備稼働状況など、まずは実態の把握を行う。

〇エコアイランド宮古島のブランド化

様々な情報共有を促し、コミュニケーションを深め、広めていくための土台（コミュニケーションプラットフォーム）を構築・運用する。

コミュニケーションプラットフォームは、WEB サイトや SNS 等のバーチャルな場とイベントやワークショップ等のリアルな場の双方を組み合わせることで、コミュニケーションの活性化を図る。

〇地域循環共生圏構築（ローカル SDGs）の取組

環境省が提唱する地域循環共生圏（ローカル SDGs）事業へ取り組んだ中で、宮古島の持続可能性を高めるためには、「環境・経済・社会」に良い効果のあるプロジェクトを生み出す取組の必要性の高まりがあった。産官民が連携し「情報発信・プロジェクト創出及び支援・指標の研究」の機能を有したプラットフォームを構築することで、エコアイランド宮古島の持続可能な島づくりを推進する。

⑪平良港長期構想（2018 年３月）

■平良港の役割（p.76）

①圏域の生活・産業を支える物流拠点
②東アジアにおけるクルーズ寄港地としての交流拠点
③災害時に圏民の生活や経済活動を支える防災拠点
④圏域のエネルギー供給拠点
⑤亜熱帯海洋性リゾート拠点並びに親水拠点としての交流拠点
⑥国境離島の領土・領海保全及び救難防災体制強化への支援
⑦港湾利用の再編

■平良港長期構想の基本方向

〇圏民の生活や産業を支える物流拠点の拡充

・漲水地区再編事業による物流コストの低減
・航路・泊地の整備により港内航行船舶の安全確保
・貨物船の大型化に対応した岸壁の増深整備　　等

〇大型クルーズ船に対応する旅客船機能の拡充

・東アジアにおけるクルーズ寄港地として、国内外のクルーズ船の寄港を促進
・東アジア地域における定期クルーズの定着とクルーズ産業の発展の支援

〇圏域の防災、災害に対処する機能の拡充

・大規模地震対策、津波対策の強化

〇エネルギー需要への対応

・引き続き圏域のエネルギー供給拠点として機能を果たす
・港湾での新エネルギー関連施設等の導入を促進

〇観光レクリエーション機能、親水空間機能の拡充

・トゥリバー地区の観光、レクリエーション利用を促進し、リゾートエリアを形成
・平良港における新たな観光リゾート支援
・市街地に近いウォーターフロントで賑わいの創出
・市街地と漲水地区との連携強化

〇領海警備及び救難防災体制強化への支援

・海上保安庁巡視船艇等官庁船等が係留できる場所の確保

〇作業船だまり、作業ヤードの移転

・新たな交流拠点の形成等の港湾利用の再編のため、作業船だまり等の移転

■観光レクリエーション機能、親水空間機能の拡充（p.92）

○展開目標案と戦略

	将来(中短期　5~10年後)	将来(長期　10~20年後)
展開目標案	・市街地に近いウォーターフロントとして賑わいを取り戻す。 ・市街地と漲水地区との連携強化を図る。 ・クルーズ旅客を市街地へ誘導し、賑わいの流れを創る。 ・トゥリバー地区の観光、レクリエーション利用を促進する。 ・その背後に観光関連施設を誘致し、リゾートエリアを形成する。	・平良港における新たな観光リゾート支援 ・中心市街地と連続的な賑わい空間の創出。
戦略	・第１～２埠頭間の緑地、臨港道路、港湾関連用地等の整備 ・第４ふ頭、西仲船だまりの観光船等の利用促進 ・漲水地区の緑地の整備 ・平良港と市街地を結ぶ通りのサイン、フラッグ等の整備要請 ・平良港周辺の歴史・文化資源の活用 ・既設ターミナルを活用した賑わいの創出、イベントの開催 ・トゥリバー地区ホテルとマリーナ等周辺施設との連携 ・トゥリバー地区人工海浜、緑地、マリーナ、及び周辺海域の海洋環境の保全・利用促進	・継続的な平良港周辺の歴史・文化資源の活用 ・継続的な賑わいの創出、イベントの開催 ・トゥリバー地区、第４ふ頭地区を発着し、宮古島、伊良部島内のリゾート海岸との観光船ネットワークの構築

○施策展開後の姿

	将来(中短期　5~10年後)	将来(長期　10~20年後)
施策展開後の姿	・宮古島市民や観光客が気軽に楽しめる観光レクリエーションの場、親水空間の提供 ・水辺の雰囲気を活かしたウォーターフロントとしてクルーズ旅客、観光客と市民が交流する。 ・港湾における賑わいの創出。	・観光レクレーション拠点の形成 ・平良港を発着地とするリゾート海岸との観光船ネットワークの構築

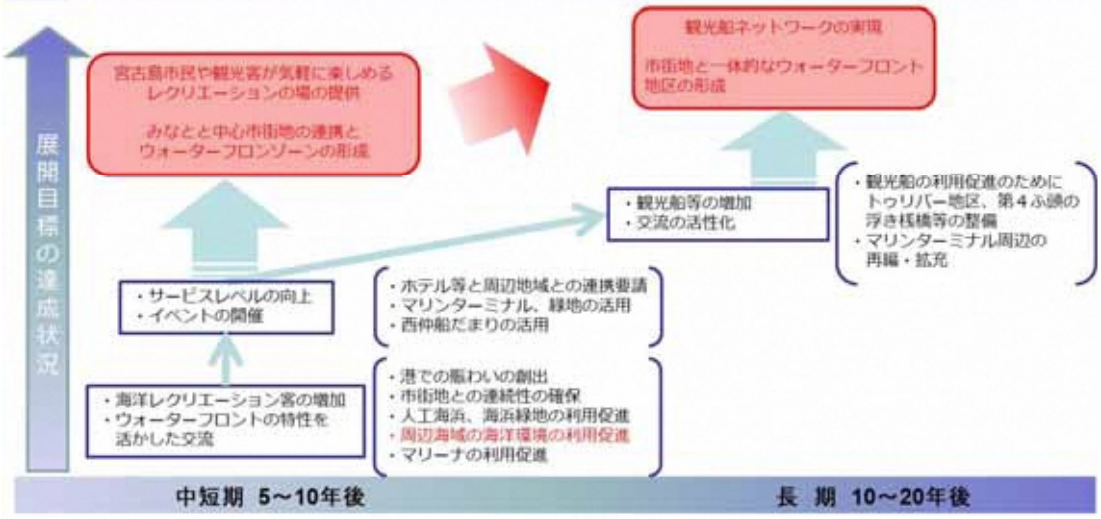

■港湾利用の再編（作業船だまり、作業ヤードの移転）（p.96）

○展開目標案と戦略

	将来(中短期　5~10年後)	将来(長期　10~20年後)
展開目標案	・作業船だまり等の移転により新たな交流拠点（旅客ターミナル）の形成	・同左
戦略	・作業船だまり、作業ヤードの移転	

○施策展開後の姿

	将来(中短期　5~10年後)	将来(長期　10~20年後)
施策展開後の姿	・作業船だまり等の移転により新たな交流拠点（旅客ターミナル）が形成できる。	・同左

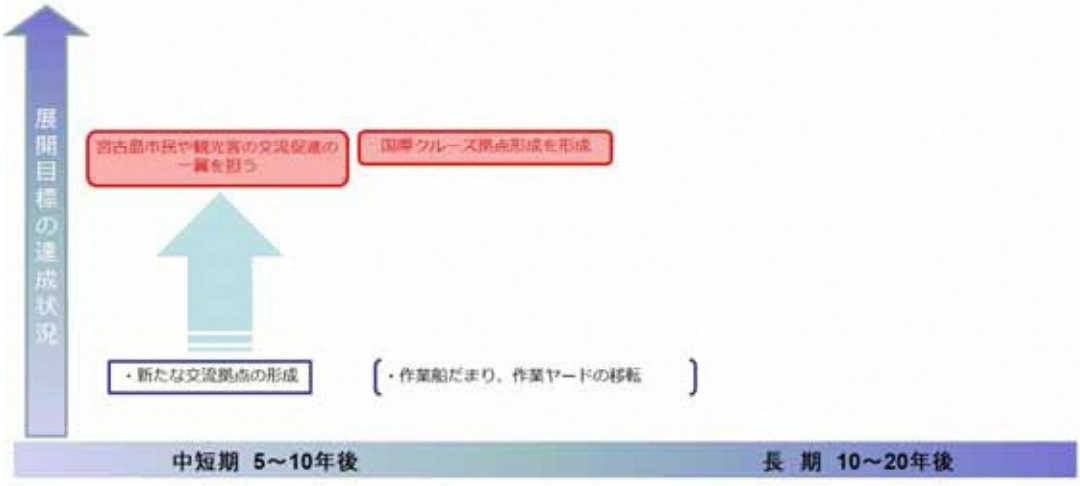

■空間利用計画（p.101）

○港湾利用ゾーニング

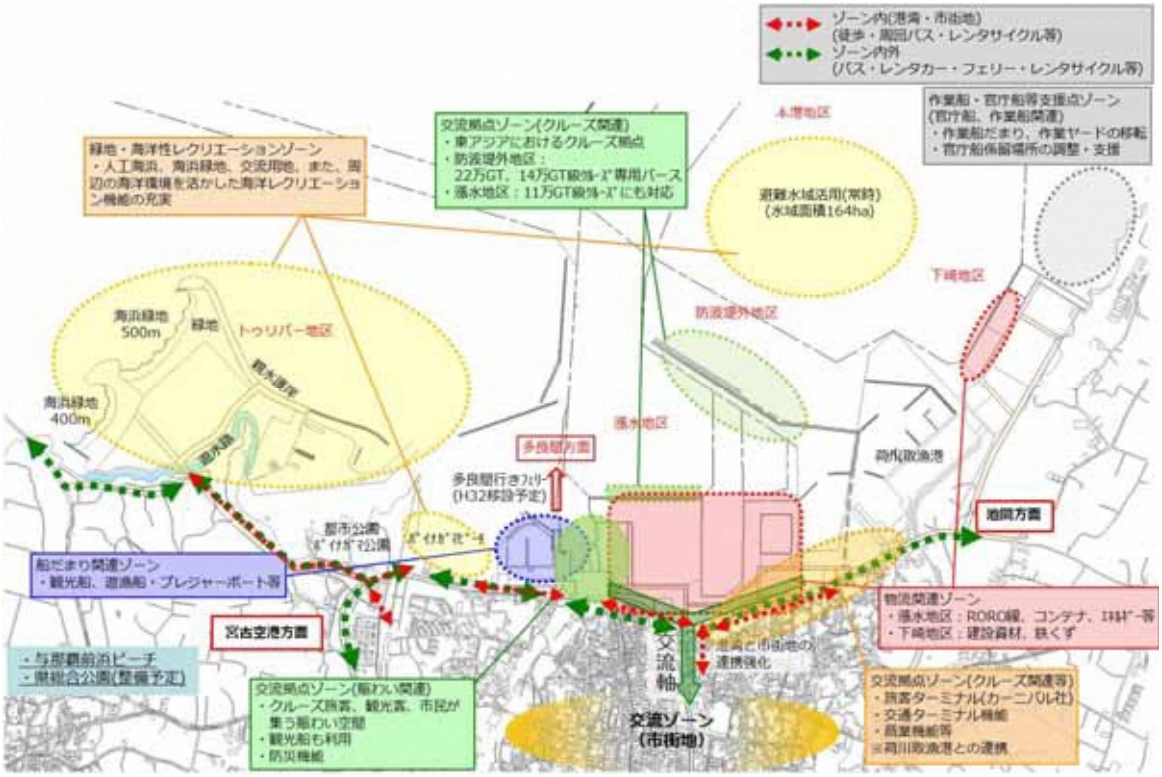

⑫平良港港湾計画（改訂）平成 20 年 11 月（2008 年 11 月）

■計画の基本方針（p.3）

宮古圏域の地域経済や住民の生活の安定・向上に貢献するとともに、物流・交流・環境・安全と多岐に渡る役割を担う港湾を実現するため、平成 30 年代前半を目標年次として、以下の港湾計画の基本方針を定め、港湾計画を改訂する。

〇安定的な物流機能の確保

離島においては港湾が地域の生活に不可欠な交通基盤であるため、就航率の向上等、輸送の安定性を確保する。

〇公共貨物取扱機能の拡充・強化

所要の規模を有した埠頭用地を計画し、円滑な荷捌きを確保するとともに、物流と人流の動線を分離して安全性を確保する。

〇交流機能の強化

国際定期クルーズに対応するため旅客船埠頭を計画し、東アジア諸国に近いという地理的特性を活かした観光振興に取組む。

〇大規模地震対策施設の適正な配置

市街地に近い漲水地区に耐震強化岸壁を計画し、大規模な地震等の災害時の緊急物資の輸送を確保する。

〇危険物取扱施設の適正な配置

新たに危険物取扱施設用地を計画し、市街地の近くに立地する危険物取扱施設の移転を進めるとともに、新たな産業の立地要請に対応する。

物流・交流・環境・安全の多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

①下崎地区は、環境との共生を基本としつつ、港湾施設・物流施設及び産業施設の利用に供する産業立地・物流ゾーンとする。

②漲水地区は、港湾施設及び物流施設の利用に供すると共にクルーズ客や圏民が水辺や港の雰囲気を楽しむ物流・交流ゾーンとする。

③漲水地区第４埠頭からトゥリバー地区にかけては、リゾートや海洋性レクリエーション機能を展開する海洋性レクリエーション・人流交流ゾーンとする。

④下崎地区と漲水地区との間にある荷川取漁港は、水産漁業ゾーンとする。

２．課題と施策との対応

課題	施策
課題 1 **将来のクルーズ需要（22 万 GT 級クルーズの寄港、2 隻同時寄港）を想定した対応が必要** ↓ **オーバーツーリズム対策**	**①国際エントランスゾーン** 1.クルーズ船寄港回数増加に対応した旅客受入施設等の整備　※完了 ⇒クルーズ船専用岸壁や CIQ 機能を有する旅客受入施設の整備により、来訪者増への対応 2.観光客を主なターゲットとした商業施設の整備（地産地消の促進） ⇒観光客のための商業施設整備で、市民の利用するスーパー等の混雑緩和 3.多様な移動手段を選択することのできる交通拠点の整備 ⇒多様な移動手段を提供し、目的地や交通手段の分散を図る **〇宮古みなと交通の整備方針** 1.シームレスでノンストレスな移動を実現するモビリティの導入 3.自転車利用を促進するレンタサイクルの導入 4.海上交通の拠点整備 ⇒多様な移動手段を提供し、目的地や交通手段の分散を図る
課題 2 **外国人観光客の満足度(平良港調査)では、滞在時間、外国語対応が不満としてあがっている** ↓ **満足度の低い項目の改善**	**①国際エントランスゾーン** 1.クルーズ船寄港回数増加に対応した旅客受入施設等の整備　※完了 ⇒観光案内所の整備により、多言語による観光情報等の提供を行う 2.観光客を主なターゲットとした商業施設の整備（地産地消の促進） ⇒旅客受入施設の近辺に商業施設を整備し、移動時間短縮・滞在時間の有効活用を図る 3.多様な移動手段を選択することのできる交通拠点の整備 ⇒モータープールの整備により、入港から観光への流れがスムーズになり、滞在時間の有効活用を図る **〇宮古みなと交通の整備方針** 3.自転車利用を促進するレンタサイクルの導入 4.海上交通の拠点整備 ⇒目的に合わせた移動手段の選択ができ、滞在時間の有効活用を図る 5.多言語サイン設置 ⇒多言語サインの設置により外国人観光客への必要な情報提供を行う

課題	施策
課題 3 **「モノ消費型」から「コト消費型」、またアフターコロナで観光のトレンドに変化が起きている** ↓ **観光メニューの多様化**	**①国際エントランスゾーン** 3.多様な移動手段を選択することのできる交通拠点の整備 ⇒目的に合った移動手段を選択でき、また、グリーンスローモビリティ等の環境に配慮した新たな移動手段の導入により、観光地としての魅力向上を図る 4.プレジャーボートの受入機能の整備 ⇒プレジャーボートの受け入れに必要なビジター用のバース施設整備 **③交流レクリエーションゾーン** 2.「みなとオアシスひらら」の主要施設である平良港マリンターミナルビル・パイナガマビーチ等の活用、平良港マリンターミナルビル ⇒新たな観光メニューの創出のため、遊戯機能を有するレクリエーション拠点の整備 **④海洋性リゾートゾーン** 1.海を最大限に活かした体験型観光の展開 ⇒ビーチ・マリーナを最大限に活かしたアクティビティ（体験型観光）の展開 **〇宮古みなと交通の整備方針** 1.シームレスでノンストレスな移動を実現するモビリティの導入 ⇒グリーンスローモビリティ等の環境に配慮した新たな移動手段の導入により、観光地としての魅力向上を図る
課題 4 **平良港周辺や中心市街地において宮古島リゾート観光の賑わいのあるまちづくりが必要** ↓ **みなと・中心市街地の活性化**	**②歴史保全＆結節ゾーン** ⇒既存の歴史・文化財やコンテンツを活かしながら、新たな機能を付加し活性化を図る **③交流レクリエーションゾーン** 1.良質なオープンスペース・ゆとりある歩行空間を確保したウォーカブルなまちづくり ⇒通り会との連携や街路樹の整備を行い沿道空間の活性化を図る **④海洋性リゾートゾーン** 2.海上交通の拠点となるマリーナ整備 3.ホテル開発と併せたビーチ後背部（緑地部分）における PFI を活用した賑わい空間の整備 4.賑わいを強化するマリーナ後背地（交流厚生用地）における商業施設誘致 ⇒マリーナ整備や運営、商業空間の誘致を行い民間と連携して、みなと周辺の魅力向上を推進する 5.リゾートを演出する沿道空間の形成 ⇒リゾートを演出する沿道景観を形成しみなと周辺の活性化に繋げる **⑤中心市街地再生ゾーン** ⇒中心市街地の機能を向上させ、活性化を図る **⑥市街地活性化ゾーン** ⇒みなとと市街地の結節点として、既存の魅力を活かしながら新たな機能を付加し活性化を図る **〇宮古みなと交通の整備方針** 2.海辺の景観を楽しみながら歩けるプロムナードの整備 ⇒海辺の景観を楽しめる歩行空間の整備により、港周辺の魅力向上を推進する

３．用語集

【A～Z】

CIQ

人員や貨物の出入国時に必要とされる手続き（税関、出入国管理、検疫）を包括した総称。ＣＩＱは税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）の頭文字をとったもの。

ICT

Information and Communications Technology（情報通信技術）の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

【あ行】

ウォーカブル

「歩く（walk）」と「できる（able）」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味。

「ウォーカブルなまちづくり」とは、官民のパブリック空間の魅力を先導役とし、周辺地域における民間投資を共鳴・増幅させながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成すること。

ウォーターフロント

海・川・湖などの水際地帯又は大都市周辺部の水辺地区のこと。近年では、人々が集まり、親しめる港にするために、緑地やレクリエーション施設を整備している港が多く増えている。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につなげていくことを目指した観光のこと。

オーバーツーリズム

訪問客の著しい増加等が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受忍限度を超える負の影響をもたらしたり、観光客の満足度を著しく低下させるような状況。観光客の増加による交通機関の混雑や交通渋滞、ゴミや騒音など生活環境の悪化、宿泊施設不足などがあげられる。

【か行】

海洋レクリエーション

海辺におけるレクリエーション活動のこと。ダイビング、モーターボート、ヨット、遊覧クルーズ等のマリンレジャーや海水浴、潮干狩り、海辺の散策、釣り等を指す。

グリーンスローモビリティ

時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

コンシェルジュ

元はフランス語で門番やホテル・アパートの管理人といった意味。近年では、利用者が満足できるサービスを提供するプロフェッショナルという意味を持ち、利用者の要望に応える総合世話係・総合案内人を指す。

【さ行】

サスティナブルツーリズム

観光地の本来の姿を持続的に保つことを第一に考えた「持続可能な観光」のこと。地域文化や自然環境に配慮し、本物を体験し味わうことなどを通し、住民と観光客とが相互に潤うことが重要との考え方。

シームレス

途切れのない、継ぎ目のない等の意味。

「シームレスな移動」とは、複数の交通機関や交通手段をスムーズに乗り継げるようにすること。

【た行】

タラソテラピー

海洋環境・海洋資源（海水・海藻・海泥など）を、病気治療・健康増進・美容に利用する方法。海洋療法。

デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアのこと。

テレワーク

「遠く（tele)」と「仕事（work)」を組み合わせた造語で、インターネットなどの情報通信技術（ICT）を活用した、時間・場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

【な行】

ニューツーリズム

従来型の観光旅行ではなく、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム等があげられる。

【は行】

フライ＆クルーズ

クルーズの出発港まで飛行機で行き、クルーズ船に乗船すること。またはその逆の行程。海外の港から外国船に乗船し日本へ帰国する場合や、ロングクルーズ中の船に区間乗船する場合など、乗船・下船する港が異なり、乗船・下船地から飛行機を利用する旅行をいう。

フライ＆クルーズの場合は、通常の寄港よりも高い経済効果が見込まれる。

ブルーツーリズム

魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動のこと。海辺の資源を活用したマリンレジャーや漁業体験、海の自然観察など様々な体験があげられる。

プロムナード

「散策」または車の通らない「散歩道」や「遊歩道」のこと。近年ではタイル塗装整備や植栽、ベンチ、街灯等を設置している多彩なプロムナードが見られる。

【や行】

ユニバーサルツーリズム

すべての人が楽しめるように作られた旅行のこと。年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できることを目指そうとするもの。

【ら行】

リノベーション

既存の建物に大規模な工事を行うことで、建物の性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること。

レンタサイクル

賃貸し自転車。また、自転車を有料で貸し出すサービスのこと。

【わ行】

ワーケーション

「仕事（work)」と「休暇（vacation)」を組み合わせた造語で、リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。

４．出典一覧

出典 1	宮古島市　ホームページ
出典 2	新・公民連携最前線　ホームページ
出典 3	与那原町観光ポータルサイト　YONABARU NAVI
出典 4	宮古島市　ホームページ
出典 5	大阪市中央区オフィシャル地域情報ポータルサイト　大阪中心
出典 6	全国知事会　ホームページ
出典 7	OZmal　ホームページ
出典 8	FOOD Communication Life　ホームページ
出典 9	国土交通省資料
出典 10	+1LANE PROJECT　東京自転車シティ化計画
出典 11	横浜観光情報サイト　ホームページ
出典 12	ベネフィット・ステーション　ホームページ
出典 13	PRTIMES　ホームページ
出典 14	小金井市観光まちおこし協会　ホームページ「まろん通信」
出典 15	沖縄観光情報サイト「たびらい」
出典 16	旅やか広島　ホームページ